

チェルノブイリ原発事故被災者の状況と  
その社会的保護に関するウクライナ国法（概要）

施行日：1991年4月1日

「チェルノブイリ原発事故被災者の状況とその社会的保護に関する法」（以下「法」）は、チェルノブイリ原発事故により被災した市民の憲法上の権利の実現、及び被災者の生命と健康の保護のため、放射性物質により汚染されたゾーンの区別とその判定手順、汚染地域での居住、就労の条件、被災者の社会的保護の基本条項を規定した法律である。法の目的はチェルノブイリ原発事故被災者を保護し、地域的な放射能汚染の結果発生した、関連する医療問題と社会問題を解決することである。

チェルノブイリ原発事故の結果放射性物質によって汚染された地域は、その地形、土壌の特性、事故前の放射性物質の自然環境における累積量と、それが人間の健康に悪影響を及ぼす確率、市民を放射能から保護するための要件、その他の社会的措置に応じ、一般的な生産高と日常的な社会影響を考慮も入れた上で、いくつかのゾーンに区分けされる。

汚染地域に居住していた市民の移住の根拠となるのは、「ウクライナ国領土における国民の居住に関する理解」の条項に、チェルノブイリ原発事故による放射能レベルの上昇を加味した結果である。この「理解」を基準に、移住のステージを判断する。

放射性汚染が許容値を超えた製品の製造と販売は、科学的研究や調査を目的とする製品を除き、禁止する。汚染が許容量を超えた製品の使用、処理が不可能な場合には、ウクライナ内閣が定めた手順にしたがって押収、破壊する。この手順にかかる費用は、汚染製品の生産者が賠償する。

チェルノブイリ原発事故による被災者は、以下に該当する者とする。

- ・チェルノブイリ原発事故のリクビダートル——事故時とその後の処理に直接従事した市民。
- ・チェルノブイリ原発事故により被害を受けた者——チェルノブイリ原発事故の結果、放射能被曝の影響を受けた、子供を含めた市民。

チェルノブイリ原発事故のリクビダートルに該当するのは、事故当時とそれ以降、すべての事故後の処理作業に直接従事した市民であり、1986—87年に作業日数にかかわらず立入禁止区域において作業に従事した者、1989—90年に30暦日以上避難区域において作業に従事した者、及び同様の期間、同様の暦日数、立入禁止区域において作業

に従事するよう指示され、送り込まれた軍関係者、公務員、従業員、何らかの組織の関係者を含めた者、そして1986年に市民への衛生処置や機器類の除染に14暦日以上従事した者、及びこれらの設備の設営に従事した者を意味する。

チェルノブイリ原発事故の被災者とは、以下に該当する者とする。

- ・立入禁止区域からの避難者（避難当時、母親の胎内にいた者で成人した者を含む）、及び絶対的（強制的）移住ゾーンと保証付き自主移住ゾーンからの移住者。
- ・事故発生日に、絶対的（強制的）移住ゾーンと保証付き自主移住ゾーンに指定された土地に一時的に居住していた者、または1993年1月1日の時点で絶対的（強制的）移住ゾーンに2年以上、保証付き自主移住ゾーンに3年以上居住していた者で、これらの地域から強制移住、または自主移住した者。
- ・絶対的（強制的）移住ゾーン、及び保証付き自主移住ゾーンに生まれたときから居住、就労、通学していた者で、1993年1月1日の時点で絶対的（強制的）移住ゾーンに2年以上、また保証付き自主移住ゾーンに3年以上居住、就労、通学していた者。
- ・放射能管理強化ゾーンに生まれたときから居住、就労、通学していた者で、1993年1月1日の時点でこのゾーンに4年以上居住、就労、通学していた者、など。

国は、市民への以下の被害に対して責任を負い、補償を行う。

- ・チェルノブイリ原発事故により健康被害を受けた者、労働能力を失った者、及びその子供たち。
- ・チェルノブイリ原発事故による、一家の大黒柱の死去。
- ・本法、またはウクライナの他の法律に基づき、チェルノブイリ原発事故の結果被ったとされる市民とその家族の甚大な支出。

チェルノブイリ原発事故のリクビダートルの該当者かどうかを判定する基準は、所定の書類によって証明される立入禁止区域での就労（任務遂行）の条件とする。第4条にしたがって避難、移住、及び立入禁止区域から移住した者に該当するかどうかを判定する基準は、避難、移住、自主移住の証明書とする。チェルノブイリ原発事故の被災者で、汚染地域において就労または居住していた者に該当するかを判定する基準は、これらの地域における居住、就労の期間を証明する書類とする。

法の第3章は、チェルノブイリ原発事故被災者に関する国の統一された記録について規定している。また原発事故被災者の身体検査や健康の回復、特別な医療施設、サナトリウム、保養地の栄養基準についても記載されている。

法の第4章は、チェルノブイリ原発事故被災者に対する社会的保護に関する章である。

この章は、被災者への補償と被災者が受けられる特典について規定している。この章は、カテゴリーの1-4に該当する人々への補償金と受けられる特典、及び事故処理のため立入禁止区域外において、(被曝の点から)とりわけ危険な環境で作業していた人々が受けられる特典について具体的に定義している。

第5章は、チェルノブイリ原発事故により被災した子供たちの保護について規定している。本章では、被災者の各カテゴリーに該当する子供の定義、子供たちが受ける治療の手順、栄養、及び子供たちとその親が受けられる特典と補償について規定している。

第6章は、チェルノブイリ原発事故被災者の保護について規定している。本章では、避難、移住、自主移住し居住場所を有する市民、最優先事項として近親者の住居に自主移住した市民、及び1986年に共和国外に避難しウクライナへの帰国を希望する市民、それぞれへの住居提供の手順について規定している。本章はまた、避難、移住、自主移住により財産を喪失した市民への補償問題、新たな居住地へ避難、移住、自主移住した市民への補償と特典についても規定している。さらに、放射性物質に汚染された土地に居住する市民への補償についても定義している。

第7章は、放射性物質に汚染された土地で就労する市民に対する労働上の制限について詳細に規定している。上述の地域で就労する市民には割増金が支払われる。これに該当する市民とは、軍関係者、徴用者、放射性物質に汚染された地域で働く公務員、放射性物質に汚染された地域へ出張する従業員、医療、教育、文化機関の従業員、チェルノブイリ原発事故により放射能レベルが増大した原料や素材の特殊加工、使用、調査に従事する従業員、また放射能汚染された器具の管理、修理、特殊加工に従事する従業員である。

法の第8章は、カテゴリー1-4に該当する者への年金と補償について規定している。チェルノブイリ原発事故のリクビダートルでチェルノブイリ原発事故の結果障害者となった者、及びリクビダートルに該当する一家の大黒柱がチェルノブイリ原発事故の影響により死去してしまった遺族には、以下の金額が補償金として1回支払われる。

- ・カテゴリー1に該当し障害者となった者——最低給与の60倍
- ・カテゴリー2に該当し障害者となった者——最低給与の45倍
- ・カテゴリー3に該当し障害者となった者——最低給与の30倍
- ・障害者となった子供——最低給与の10倍
- ・一家の大黒柱を失った遺族——最低給与の60倍
- ・死亡者の両親——最低給与の30倍。

カテゴリー1、2、3、4の該当者に支給される年金は、国家年金、及び健康被害に対

する追加年金である。追加年金は、国家年金の受給権利が発生した後に支給される。

チェルノブイリ原発事故の後処理に関する作業（国家任務を含む）は業務記録に基づいて計算され、長期業務扱いとし、1988年1月1日までは3倍、1988年1月1日から1993年1月1日までは1.5倍とする（またN1リストによる）。1993年1月1日以降の、立入禁止区域での作業に対する特典の算出は、ウクライナ内閣が決める。

チェルノブイリ原発事故被災者の状況と  
その社会的保護に関するウクライナ国法(本文)

チェルノブイリ激甚災害被災者の地位保全と社会福祉に関する法律

(1991年ウクライナ・ソビエト社会主義共和国最高会議公報第16号200頁)

施行

1991年2月28日付最高会議決定第797-12号、1991年最高会議公報第16号201頁)

全面改訂

1991年12月19日付法第2001-12号、1992年最高会議公報第13号178頁

法制定による改正

1992年7月1日付法第2532-12号、1992年最高会議公報第37号543頁

内閣令による改正

1992年12月26日内閣令第12-92号、1993年最高会議公報第10号76頁

1993年3月26日内閣令第29-13号、1993年最高会議公報第20号217頁

1993年4月30日内閣令第12-92号、1993年最高会議公報第26号281頁

法制定による改正

1993年5月5日法第3180-12号、1993年最高会議報第26号277頁

1993年6月17日法第3285-12号、1993年最高会議報第29号305頁

1993年6月29日法第3328-12号、1993年最高会議報第32号343頁

1995年4月6日法第126/95-VR号、1995年最高会議報第16号111頁

1995年12月22日法第498/95-VR号、1996年最高会議報第3号11頁

1996年3月22日法第96/96-VR号、1996年最高会議報第16号71頁

1996年6月6日法第230/96-VR号、1996年最高会議報第35号162頁

1996年12月11日第581/96-VR号、1997年最高会議報第6号45頁

1997年6月27日法第404/97-VR号、1997年最高会議報第33号207頁

1997年12月30日法第796/94-VR号、1998年最高会議報第21号109頁

1998年12月31日法第378-14号、1999年最高会議報第8号59頁

1999年3月25日法第563-14号、1999年最高会議報第19号174頁

2000年2月17日法第1458-14号、2000年最高会議報第14-15-16号121頁

公式見解

2000年10月25日付憲法裁判所判決第12-rp/2000 (v012p710-00)号

#### 法制定による改正

2000年12月7日法第2120-Ⅲ(2120-14)号、2001年最高会議報第2-3号10頁  
2001年4月26日法第2399-Ⅲ(2399-14)号、2001年最高会議報第27号134頁  
2001年4月26日法第2400-Ⅲ(2400-14)号、2001年最高会議報第30号140頁  
2001年7月11日法第2638-Ⅲ(2638-14)号、2001年最高会議報第44号230頁  
2002年2月7日法第3054-Ⅲ(3054-14)号、2002年最高会議報第29号199頁  
2003年1月16日法第429-Ⅳ(429-15)号、2003年最高会議報第10-11号87頁  
2004年6月15日法第1767-Ⅳ(1767-15)号、2004年最高会議報第36号445頁  
2005年1月12日法第2321-Ⅳ(2321-15)号、2005年最高会議報第9号181頁  
2005年3月3日法第2454-Ⅳ(2454-15)号、2005年最高会議報第16号259頁  
2005年5月31日法第2603-Ⅳ(2603-15)号、2005年最高会議報第25号338頁  
2005年11月17日法第3108-Ⅳ(3108-15)号、2006年最高会議報第1号18頁  
2005年12月20日法第3235-Ⅳ(3235-15)号、2006年最高会議報第9-10-11号  
96頁  
2006年2月9日法第3421-Ⅳ(3421-15)号、2006年最高会議報第22号199頁  
2006年10月5日法第231-Ⅴ(231-16)号、2006年最高会議報第49号485頁  
2006年12月19日法第489-Ⅴ(489-16)号、2007年最高会議報第7-8号66頁

#### 参考判例

2007年7月9日憲法裁判所判決第6-rp/2007 (v0a6p710-07)号

#### 法制定による改正

2007年12月28日法第107-Ⅵ(107-17)号、2008年最高会議報第5-6号、第  
7-8号78頁(2008年12月31日まで有効)  
2008年4月10日法第259-Ⅵ(259-17)号、2008年最高会議報第24号232頁

#### 参考判例

2008年5月22日憲法裁判所判決第10-rp/2008号(v010p710-08)号

#### 法制定による改正

2009年4月16日法第1276-Ⅵ(1276-17)号、2009年最高会議報第38号535頁  
2009年12月15日法第1760-Ⅵ(1760-17)号、2009年最高会議報第8号62頁  
2010年12月2日法第2756-Ⅵ(2756-17)号、2011年最高会議報第23号160頁  
2011年7月8日付法第3668-Ⅳ(3668-17)号、

チェルノブイリ激甚災害は数百万人の人々に惨禍をもたらした。広範囲に及ぶ多くの地域において全く新しい社会的経済的状況が生まれ、ウクライナは環境災害地域に指定された。チェルノブイリ激甚災害被災者に対する実効性ある福祉システムの構築のために、あらゆる財源、膨大な物資と先端科学を総動員する必要がある。

この法律は、チェルノブイリ激甚災害被災者に対し、憲法で保障する生存権に関する総則を定め、放射能汚染地域区分設定の統一規則と該当地域における居住・労働条件を定め、被災国民のための社会福祉制度を構築するものである。

【前文第2段追加。1996年6月6日法230/96-VR】

## 第1章 総則

### 第1条 法律の目的と課題

1. この法律は、チェルノブイリ激甚災害被災者の救済、事故による放射能汚染に伴う医療・社会問題の解決を目指す。

2. 国は、以下に掲げる原則に則り、チェルノブイリ激甚災害被災者の社会福祉、放射能汚染地域の生活・労働条件整備に関する政策を実行する。

チェルノブイリ激甚災害被災者の健康・生命の安全を最優先し、国が全責任を負って無害安全な環境を創出すること。

人体・生命の安全、社会政策、汚染地域土地活用に関する国の特定プログラムを策定し、他の社会経済政策路線との整合を図りながら、科学・環境保護分野の成果を生かしてこれらの問題の総合的な解決を目指すこと。

【第1条2項第3段一部改正。2006年2月9日法3421-V】

チェルノブイリ激甚災害被災者に対し、福祉を保障し、被害・損害を完全に賠償すること。

チェルノブイリ激甚災害被災者および被災者団体に対し、税の減免を行うことにより、経済的な手法で生活水準の向上を目指すこと。

被災者の職業再教育、職能向上対策を実行すること。

地方・国レベルにおける社会福祉問題の決定においては、被災国民の社会福祉問題を担当する国家省庁、団体、被災者団体間の活動調整や、国家機関と被災者（被災者の代理人）、全ての社会集団間で協力・協議ができるよう取り計らうべきこと。

保健・社会福祉・労働保護分野における国際協力を推進し、世界の経験を活用してこれらの問題の対策を講じること。

【第1条全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

## 第2条 放射能汚染地域の区分

1. 土壌の自然・化学的特性、放射線核種の自然放射線量超過レベル、人体への放射能物質の影響、国民の放射能被曝対策と社会施策の要件に基づき、通常時の日常社会生活と経済活動の態様も考慮し、チェルノブイリ激甚災害放射能汚染地域を以下のように区分する。

2. 汚染地域とは以下の各号に掲げる区域とする。

1) 避難区域-1986年に住民避難が行われた区域。

【第2条2項1号に関する公式見解。2000年10月25日付憲法裁判決12-rp/2000(v012p710-00)】

2) 強制（義務的）退去区域-長寿命放射性核種による高濃度汚染地域で、セシウム同位体の土壌汚染濃度が15キュリー/km<sup>2</sup>以上、又はストロンチウム3.0キュリー/km<sup>2</sup>以上、またはプルトニウム0.1キュリー/km<sup>2</sup>以上で、植物の放射性核種移行係数その他の要素を加味した人間の予測実効線量当量が事故前水準より年間5.0ミリシーベルト（0.5レム）上回る区域。

3) 任意移住保証区域-セシウム同位体の土壌汚染濃度が5.0-15.0キュリー/km<sup>2</sup>、またはストロンチウム0.15-3.0キュリー/km<sup>2</sup>、又はプルトニウム0.01-0.1キュリー/km<sup>2</sup>で、植物の放射性核種移行係数その他の要素を加味した人間の予測実効線量当量が事故前水準より年間1.0ミリシーベルト（0.1レム）上回る区域。

4) 放射能環境監視強化区域-セシウム同位体の土壌汚染濃度1.0-5.0キュリー/km<sup>2</sup>、またはストロンチウム0.02-0.15キュリー/km<sup>2</sup>、又はプルトニウム0.005-0.01キュリー/km<sup>2</sup>で、植物の放射性核種移行係数その他の要素を加味した人間の予測実効線量当量が事故前水準より年間0.5ミリシーベルト（0.05レム）上回る区域。

【第2条第2項全部改正。1992年7月1日法2532-12】

3. 国家放射線防護委員会は、最高会議の承認を経て、放射性核種による土壌汚染区分を追加することができる。

【第2条第3項一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

4. 国家放射線防護委員会は、汚染地域区分の基準を設定する。【第2条第4項全部改正。1992年7月1日法2532-12】

5. 内閣は、国家放射線防護委員会、科学アカデミー、中央のチェルノブイリ激甚災害対策特任保健・農政・環境保全機関が州議会の提言を参考にまとめた有識者鑑定結果をもとに汚染地域の境界を設定し、最高会議がこれを承認する。

【第2条第5項一部改正。1996年6月6日法230/96-VR、2006年10月5日法231号V（231-16）】

6. 内閣は、放射能汚染地域一覧及び住民の年間予想被曝線量をまとめた各地の放射線測定結果を、2009年から3年に1度公表する。

【第2条第6項追加。2008年4月10日法259-VI（259-17）】

7. 汚染地域図、放射能汚染地区一覧及び住民の年間予想被曝線量をまとめた各地の年間放射線量データを、全国紙（誌）及び地方紙（誌）上において3年に1度公表し、中央・地方の行政機関に保管する。

【第2条第7項全部改正。2008年4月10日法259号VI（259-17）】

### 第3条 放射線防護のための制約を受けない住民の居住と労働の条件

1. 土地の放射性同位体汚染による年間追加被曝線量が1mSv（0.1レム）以下となった時、住民は放射線防護のための制約を受けずに居住、労働することができる。

2. 居住を目的として避難区域、強制（義務的）退去区域に立ち入ることを禁止する。住民の退去後、これらの区域に居住することを一切禁止する。居住を目的とする任意移住保証区域への立ち入り手続きは、内閣が別途決定する。

3. 本人の同意がある場合を除いて、作業に従事させるために若年の大学・職業専門教育学校修了者を避難区域、強制（義務的）退去区域および任意移住保証区域に派遣することを禁ずる。

【第3条第3項一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

### 第4条 放射能汚染地域からの退去の事由と任意移住権

1. 放射能汚染地域からの退去の事由は、チェルノブイリ激甚災害高濃度放射能汚染地域住民居住基本構想に列記する。同基本構想は、退去の作業表も定める。

2. 強制（義務的）退去区域の住民は、必ず退去しなければならない。

3. 任意移住保証区域の住民は、周囲の放射線量・被曝線量とその人体への影響に関する客観的な情報をもとに、自ら同区域に残るか又は移住するか選択する権利を有する。

4. 任意移住保証区域からの出域を選択した住民に対して、移住のための条件を整備する。

5. 強制（義務的）退去区域、任意移住保証区域の住民及び放射能環境監視強化区域に居住する世帯に妊産婦及び18歳以下の未成年がいる場合、保健省が定める健康診断の結果当該区域に居住することが妥当でない時、または当該個人の生涯被曝実効線量当量が70mSv（7レム）を超える時、退去の要件が完成するまでの間においても自主的に移住することができる。

【第4条第5項全部改正。1992年7月1日法2532-12】

6. 退去・移住または自主的に移住する市民は、この法律に定める補償を受給する。

7. 近親者宅へ退去・移住、自主的に移住する場合を除いて、退去・移住及び

自主的移住先は、第2条に定める放射能汚染地域外でなければならない。

8. 退去・移住及び自主的移住の規則（706-92-p）は、内閣が定める。

#### 第5条 住民の帰宅

1. 土地の放射能汚染度が、この法律の第3条第1項に定める放射線防護のための制約を受けない安全な居住ができる水準まで低下した後、住民は自発的な発意によってのみ帰宅することができる。内閣は、国家放射線防護委員会の結論を受け、住民の帰宅を決定する。

#### 第6条 食品及び農産物の品質

1. 放射能核種の濃度が認定許容量を超えない食品及び農産物は、出荷・消費の用に適するとみなす。

2. 保健省は、国家放射線防護委員会の同意を得て、食品及び農産物の放射能核種許容量を承認する。

3. 放射能汚染地域の産物は、産地、放射能濃度、生産責任者と放射能濃度測定担当者を記載した産地証明を付録した認定許容量合格証を添付しなければならない。

【第6条全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第7条 放射能汚染産物の製造と出荷の禁止とその利用・処理

1. 放射核種許容濃度を超える産物の製造及び出荷は、科学研究目的の生産物を除き、禁止する。

2. 許容濃度を超過した産物の利用と加工が不可能である場合、内閣の定める手続きにより、製造費用を補償した上で廃棄処分する。

【第7条全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第8条 放射能汚染レベルの情報

1. 内閣は、国民に対し、国民の居住・勤務地の放射能汚染レベル、食品と財産の放射能核種汚染濃度、合理的な安全体制維持の規準と条件に関して、信頼のおける情報を適時且つ全面的に開示する。

2. 民間の監視機関は、上記の情報の信頼性を検査することができる。

### 第2章 チェルノブイリ激甚災害被災者の地位

#### 第9条 チェルノブイリ激甚災害被災者の地位の定義

1. チェルノブイリ激甚災害被災者とは、以下の者をいう。

- 1) チェルノブイリ原発事故処理作業動員者-現場の事故収束・処理作業に直接携わった者。
- 2) チェルノブイリ激甚災害被災者-チェルノブイリ激甚災害による放射能被曝者（未成年者を含む）。

#### 第10条 チェルノブイリ原発事故処理作業動員者の定義

1. 1986-87年に住民避難区域において事故処理作業に直接携わった者（作業日数は問わない）、1988-1990年に30日以上住民避難・財産搬出作業を含む事故収束・処理作業に携わり、又は住民避難区域に派遣命令を受けた者（軍関係者\*、国営・民間その他企業の従業員及び一切の省庁の管轄する機関・組織の職員を含む）、及び1986年時点で14日以上住民設備建物除染作業所に勤務した者は、チェルノブイリ原発事故処理作業動員者とみなす。

\*ここで軍の関係者とは、国軍士官、陸軍少尉、空海軍少尉、傭兵、応召兵、女性軍人、陸軍曹長（海軍下士官）、徴兵中の陸軍兵卒（空海軍兵卒）、国家安全保障委員会その他の幹部、実働部隊、内務省その他治安軍事機関の幹部及び従員をいう。

【第10条但書一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

【第10条全部改正。1992年7月1日法2532-12。一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第11条 チェルノブイリ激甚災害被災者の定義

1. チェルノブイリ激甚災害被災者とは、以下に該当する者をいう。

1) 避難区域から避難した者（避難時に胎児であった成年者を含む）、強制（義務的）退去区域、及び任意移住保証区域から退去・移住した者。

2) 原発事故の日まで強制（義務的）退去区域及び任意移住保証区域に住所を定めて居住していた者、又は1993年1月1日時点で強制（義務的）退去区域に2年以上、又は任意移住保証区域に3年以上住所を定めて居住した者で、これらの区域から退去又は自主的に移住した者。

3) 強制（義務的）退去区域及び任意移住保証区域に住所を定めて居住、又は勤務、在学する者で、1993年1月1日時点で強制（義務的）退去区域に2年以上、任意移住保証区域に3年以上それぞれ居住、勤務、在学した者。

4) 放射能監視強化区域に住所を定めて居住、勤務、在学する者で、1993年1月1日時点で既にこの区域において4年以上居住、勤務、在学した者。

5) 事故の時から1986年7月1日まで14日以上、又は1986-1987年中に3箇月以上、避難区域外においてチェルノブイリ激甚災害処理に係る政府緊急放射能汚染対策業務で特に危険な作業に携わった者。内閣は、この区分の作業の種類

と実施場所の一覧を定める。

6) この法律の第 27 条に定める成年者で、この法律の第 17 条第 5 項に基づく特別社会医療鑑定委員会の健康診断を受診し、未成年時の後遺障害とチェルノブイリ激甚災害との相当因果関係が認定された者。

【第 11 条第 1 項第 6 号追加。2004 年 6 月 15 日法 1767-IV】

2. 本条第 1 項に定める者のほか、この法律の第 27 条に掲げる未成年者もチェルノブイリ激甚災害被災者とする。成人後（現行法で規定する事由によって就労・就職した時は、本人の希望により、成年に達しなくても当該就労または就職時を以て）本条第 1 項の規定に該当する時、チェルノブイリ激甚災害被災者に認定する。本条第 1 項第 6 号該当被災者は、この法律の第 14 条第 1 項第 1 号に基づき認定する。

【第 11 条第 2 項一部改正。2001 年 4 月 26 日法 2400-III（2400-14）、2004 年 6 月 15 日法第 1767-IV（1767-15）】

【第 11 条全部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12、1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

**第 12 条 チェルノブイリ激甚災害被災者の原発事故後遺障害発症、職業能力一部喪失・全部喪失とチェルノブイリ激甚災害との相当因果関係認定**

1. チェルノブイリ激甚災害被災者が、州レベル以上の権限のある医療委員会、又は保健省が認可する国防省、内務省、公安庁所管医療機関による被災者医療精密検査を受検し、チェルノブイリ激甚災害被災者の原発事故後遺障害発症、職業能力一部喪失・全部喪失とチェルノブイリ激甚災害との相当因果関係（被曝線量結果の有無を問わない）が認定された場合、同関係が確定する。

2. この法律の第 27 条に掲げる未成年者が発症した場合、その後遺障害とチェルノブイリ原発事故との相当因果関係は、本条第 1 項に基づいて確定する。

3. 以下の場合は、成人後にこの法律の第 11 条第 1 項に基づくチェルノブイリ激甚災害被災者認定を受けていない者も、健康悪化、障害発症とチェルノブイリ激甚災害被害との相当因果関係の認定を請求する権利を有する。

-この法律の第 27 条第 2 項の規定に該当する者。

-母が本人を懐妊した時、被災者区分 1 又は 2 に該当する事由を有する者を父とし、または本人を懐妊した時又は本人が胎児である時に被災者区分 1 又は 2 に該当する事由を有する者を母として、1986 年 4 月 26 日以降に出生した者。

-甲状腺癌を発症した者。

【第 12 条一部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12。全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

**第 13 条 国民に対する国のチェルノブイリ激甚災害被害補償義務**

1. 国は、国民の受けた被害の責任を負担し、以下の各号に掲げる被害の内容につき補償義務を負う。

【第13条第1項第1段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

1) チェルノブイリ激甚災害被災者とその子の健康被害及び職業能力喪失、  
2) 扶養者がチェルノブイリ激甚災害により死亡した場合、その扶養者の喪失、  
3) チェルノブイリ激甚災害により住民及びその家族が受けた財産・家財の滅失は、この法律及び他の国内法に基づいて補償する。

2. 国はまた、チェルノブイリ原発事故処理作業動員者、チェルノブイリ激甚災害被災者の緊急医療検査、除染、被曝線量調査を行う義務を負う。

【第13条第2項全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第14条 優遇措置および補償のためのチェルノブイリ激甚災害被災者区分設定

1. 優遇措置及び補償を講じるために、チェルノブイリ激甚災害で被災した者を以下の区分に分類する。

1) 区分1：チェルノブイリ原発事故処理作業に動員され、又はチェルノブイリ激甚災害被災で障害者となり（第10、11条及び第12条第3項）、その後遺障害とチェルノブイリ激甚災害との相当因果関係が確定した者及び、チェルノブイリ激甚災害により放射能症を発症した者。

【第14条第1項第1号一部改正。2001年4月25日法2400-III（2400-14）】

2) 区分2：チェルノブイリ原発事故処理作業に動員され、避難区域で作業した者で、以下の何れかの項目に該当する者。

－事故直後から1986年7月1日までに作業に携わった者（作業日数を問わない）。

－1986年7月1日から1986年12月31日までの期間に5日以上作業に携わった者。

－1987年中に14日以上作業に携わった者及びチェルノブイリ激甚災害被災者となった者。

－1986年中に避難区域から避難した者（避難時胎児であった成年者を含む）。

【第14条第2項第5段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

－事故直後から退去命令が出るまでの間に強制（義務的）退去区域に住所を定めて居住した者。

3) 区分3：チェルノブイリ原発事故処理作業に動員され、以下の何れかの項目に該当する者。

－1986年7月1日から1986年12月31日までの期間に、避難区域において1日以上5日以下の日数作業に携わった者。

－1987年中に避難区域に於いて1日以上14日以下の日数作業に携わった者。

－1988年から1990年末までに30日以上作業に携わった者。

-1986年中、住民設備建物除染作業所において、14日以上勤務した者。

【第14条第3項第1号5段一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

また、区分2に該当しないチェルノブイリ激甚災害被災者で、以下の何れかの項目に該当する者。

-事故当日強制（義務的）退去区域又は任意移住保証区域に住所を定めて居住していた者、又は1993年1月1日時点で強制（義務的）退去区域に2年以上、任意移住保証区域に3年以上住所を定めて居住し、これらの区域からそれぞれ退去、自主的に移住した者。

-強制（義務的）退去区域および任意移住保証区域に住所を定めて居住、勤務、在学した者で、1993年1月1日時点で、強制（義務的）退去区域においては2年以上、任意移住保証区域においては3年以上それぞれ居住、勤務、在学した者。

【第14条第3項第1号第8段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

4) 区分4：放射能汚染監視強化区域に住所を定めて居住、勤務、在学する者で、1993年1月1日時点で、この区域に4年以上それぞれ居住、勤務、在学した者。

【第14条第1項4号全部改正。1996年法230/96-VR】

【第14条1項全部改正。1992年7月1日法2532-12】

2. 本条に定める被災者区分該当者のほかに、事故直後から1986年7月1日までの期間に14日以上、1986年から1987年末までに3箇月以上避難区域外においてチェルノブイリ原発事故処理政府緊急対策に係る特に危険な作業（放射能汚染対策）に携わった者。

【第14条第2項全部改正。1992年7月1日法2532-12、1996年6月6日法230/96-VR】

3. 【第14条第3項削除。1996年6月6日法230/96-VR】

4. 他の原子力・核施設の事故及び実験の処理作業、核兵器の使用を伴う軍事演習に動員された者は、区分1又は2又は3に分類する。内閣は、この区分決定の規則を定める。

5. 放射能症発症者で、その発症が本人に帰責されない事故、放射能性物質使用施設稼働規則違反、放射能性物質保管・処理規則違反に係る被曝である場合、医療機関による因果関係の確定を経て、本条第3項規定の区分に付す。

## 第15条 チェルノブイリ激甚災害被災者認定の根拠

1. チェルノブイリ原発事故処理動員者の認定は、確認できる避難区域作業（勤務）期間を確認できる書面を根拠とする。

2. 第4条に定める避難区域からの避難者、退去者、自主的に移住した者の認定は、それぞれ避難、退去、自主的な移住を証明する書面を根拠とする。

3. 汚染地域に居住し又は勤務した者のチェルノブイリ原発事故被災者認定は、これらの地域における居住・勤務していた期間を証明する書面を根拠とする。

4. 企業、団体、組織（軍事司令部）は、チェルノブイリ原発事故処理及び放射能汚染地域における作業（勤務）期間証明書、その期間の所得証明書を、自治体は、汚染地域居住期間証明書、避難証明書、退去証明書、自主的移住証明書をそれぞれ発行する。

【第15条第4項一部改正。2006年10月5日法231-V（231-16）】

5. 内閣は、所管省庁及び州行政府からの資料の提出を受け、汚染度、放射線量の集計、実測値換算による確定値の計算を行う。

【第15条全部改正。1992年7月1日法2532-12】

### 第3章 チェルノブイリ激甚災害被災者の統括記録制度と医療保障

#### 第16条 チェルノブイリ激甚災害被災者の国家統括記録所の設立

1. チェルノブイリ激甚災害被災者に対し有効な医療・社会保障を行うため、社会学・放射線量・保健医療データを管理するウクライナ国家統括記録所（統括情報システム）を設置する。国家統括記録所は、国防省、内務省及び公安庁が所管する国軍部隊記録所とその部署を含む。

【第16条第1項一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

2. 国家統括記録所は、チェルノブイリ激甚災害被災者の健康診断、直接間接の後遺障害の治療に資することを主たる目的とする。

3. 中央省庁他中央行政機関、地方行政府、自治体（市町村）、民間団体は、この法律の第10条、第11条、第27条に規定する者の作業従事期間、放射能汚染地域居住期間、勤務地、被曝線量の内容をデータベースに蓄積するため、これらの者の一切の情報を国家統括記録所に伝達する。

【第16条第2項一部改正。2006年10月5日法231-V（231-16）】

4. 国家統括記録所は、被災者本人及び被災者の居住地又は勤務地の医療機関に、被災者の同記録所登録番号を通知する。

5. 国家統括記録所の登録内容は、医療行為のみに利用され、秘密は保持される。

6. 国家統括記録所の職員が、登録者の情報を漏洩した場合、現行法に基づき処分する。

7. 国家統括記録所の組織体制と権限に関する規定は、チェルノブイリ激甚災害処理問題を担当する中央保健機関が策定し、内閣が承認する。

【第16条第7項全部改正。1996年6月6日法230/96-VR、2006年10月5日法231-V（231-16）】

【第16条全部改正。1992年7月1日法2532-12】

#### 第17条 チェルノブイリ激甚災害被災者の医療検査と治療

1. 内閣、保健・労働・社会保障・文部科学省庁のチェルノブイリ激甚災害対策担当機関、自治体、民間団体は、チェルノブイリ激甚災害被災者に対し、毎年医療検査（健康診断）と転地療養を実施し、全国に放射能環境・遺伝子医療・人口医学モニタリングシステムを導入する。上記機関はまた、被災者が特に集中する地域において、被災者の検査・治療・心のケアを含む社会的リハビリテーション・就職斡旋を行う特別センター（こどもセンターを含む）を設置する。

【第17条第1項一部改正。2006年10月5日法231-V（231-16）】

2. 放射能汚染地域の医療に特化した医療機関、またはチェルノブイリ激甚災害被災者医療を実施する医療機関（こども病院を含み、国内であれば所在地は問わない）の保有する医薬品及び医療機器は、一切の課税・関税の対象から除外する。内閣は、これらの医療機関の一覧を策定する。

【第17条第2項全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

3. チェルノブイリ激甚災害被災者は、医療機関において、義務的医療検査を受けなければならない。

4. チェルノブイリ激甚災害により障害者となった者は、その機能障害のレベルに応じ、社会医療鑑定委員会の指定により、3-5年に一度同委員会の定期検診を受診することができる。器官の難治性変形・機能障害・多臓器不全発症時、リハビリテーション治療で効果が見られない時、又は年金受給開始年齢（早期優遇年金受給開始制度適用者を含む）が到来した時、終身障害等級認定を行う。

【第17条第4項全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

5. チェルノブイリ激甚災害との相当因果関係の認定を受けた未成年被災者は、認定した障害の種別を問わず、満18歳になるまで社会医療鑑定委員会の定期検診を受診する。

【第17条第5項追加。2001年4月26日法2400-III（2400-14）】

6. 1級または2級障害者認定を受けた放射能症発症者に対し、その年齢、症状の軽重に拘わらず終身障害者の認定を行う。

障害者本人が希望すれば、随時再検診を行う。

7. 社会医療鑑定委員会の定期検診において、いかなる障害も認められないことが確認された場合、本人に対し就労を保障し、職業再教育を行う。

【第17条第7項追加。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第18条 専門医療機関、保養療養施設の医療基準

1. 内閣は、特任保健担当機関の勧告を受けて、専門医療機関、保養療養施設

においてチェルノブイリ激甚災害被災者に有効な医療を実施するため、追加の基準を定める。

【第18条一部改正。2006年10月5日法231-V(231-16)】

## 第4章 チェルノブイリ激甚災害被災者の社会福祉

### 共通補償と優遇措置

#### 第19条 チェルノブイリ激甚災害被災者に対する補償と優遇措置

1. 本章に定める補償と優遇措置は、被災者の区分に応じ、全てのチェルノブイリ激甚災害被災者に適用する。

【第19条第1項一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

2. 【第19条第2項削除。1996年6月6日法230/96-VR】

#### 第20条 被災者区分1該当者の補償と優遇措置

1. 第14条第1項において、被災者区分1に該当する者に対し、国の負担で以下の各号に掲げる補償と優遇措置を講じる。

【第20条第1項第1段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

- 1) 医師の処方箋により、医薬品を無償で提供する。
- 2) 義歯を無償で装着する（保健省の指定する貴金属または価格上貴金属に準ずる素材の義歯を除く）。

【第20条第1項第2号全部改正。1992年7月1日法2532-12】

- 3) 予防医療機関、薬局において一次診療を優先的に実施する。
- 4) 転地保養療養クーポン無償提供、又は自主的に保養療養施設を受診した場合はその価額を補償する。内閣は、転地保養療養クーポンの支給方法と自主的な保養療養施設受診の補償範囲と給付手続きを取り決める

【第20条第1項第4号全部改正。1996年6月6日法230-/96-VR、2007年12月28日法107-VI(107-17)。改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008】

- 5) 定年退職、転職後も、それまでのかかりつけ医療機関の受診を認める。
- 6) 専門医による定期診療、健康診断、専門病院入院治療を施す。
- 7) 企業・団体・組織の生産・労務体制再編（清算、再生、業種転換を含む）に伴う整理解雇、人員削減・整理の際、優先的に職場に留まり、又は優先的に再就職斡旋を受ける権利を認める。

企業・団体・組織が生産・労務体制再編（清算、再生、業種転換を含む）に伴い整理解雇、人員削減・整理を行った場合、月額平均賃金3カ月分の支援金を支給し、また本人の希望により、転職・転任先において1年を限度に前職の

役職手当・基本給を保障する。また、本人の希望と転職・転任先の専門知識習得能力を考慮し、所定の手続きで前職の標準賃金を、職業再教育中 1 年を上限として維持し、その再就職斡旋を行う。

健康上の理由により、低賃金の業種・職種に転職・異動した場合、障害者認定完了又は健康回復まで、1 年を限度に前職と転職先（異動先）賃金の差額を補填する。

【第 20 条第 1 項第 7 号全部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12】

8) 保険加入期間を問わず、休職手当として標準賃金の 10 割を給付する。

【第 20 条第 1 項第 8 号一部改正。2003 年 1 月 16 日法 429-IV (429-15)】

9) 在職障害者に対しては、休職手当を連続 4 カ月または 1 年間に合計 5 か月を限度に給付する。

10) 生活条件の改善を必要とする者（災害死亡者、災害疾病死亡者の家族を含む）に対し、優先的に住宅を保障する。本項該当者には、申し込みの日から 1 年以内に住宅の支給を受ける。地方議会は、毎年管轄地域内の住宅居住面積の 15%をこの目的のために確保する（一切の所有形態の企業・団体・組織の所有する住宅を含む）。内閣は、生活条件の改善が必要な世帯数に応じ、この目的に限定した用途特定交付金を州政府に支給する。住宅建築は、国の予算を財源とする。

【第 20 条第 1 項第 10 号全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

国内法が規定する事由のほかに、居住地の平均生活水準未滿の者、又は台所・浴室・洗面・トイレ共用集合住宅に居住する者も、生活条件の改善が必要な者とみなす。

チェルノブイリ激甚災害により、放射能症を発症し（症状の軽重を問わない）障害者となった者で、生活条件の改善が必要な者は、追加居住面積として個室を支給する。

【第 20 条第 1 項第 10 号第 3 段全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

チェルノブイリ激甚災害により、扶養者を失った世帯は、追加居住面積を申請する権利を有する。内閣は、追加居住面積の支給方法及びその範囲を定める。

本号に定める住宅保障に関する優遇措置は、1 回に限り適用する。

【第 20 条第 1 項第 10 号に第 5 段追加。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

11) 住居利用料（家賃、建物賃貸料）、法定標準消費量を上限とする公共サービス（ガス、電気、熱エネルギー、上下水道他）料金、電話料金（基本料金、集合住宅固定電話からの市内通話[秒単位]）を 5 割引き下げる。本号に定める優遇措置は、一切の所有形態の法定基準以下の家屋（集合住宅）に居住するチェルノブイリ激甚災害被災者世帯の成員にも適用する。本号に言うチェルノブイリ激甚災害被災者世帯の成員とは、妻（夫）、未成年の子、非就労（※1）の

親、チェルノブイリ激甚災害で被災した未婚・寡婦（夫）の 1 級障害者と同居し介護（看護）する者、優遇措置請求権を持つ後見人、保佐人と同居する被後見人、被保佐人をいう。

【第 20 条第 1 項第 11 号第 1 段一部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12。同全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR、2001 年 4 月 26 日法 2400-III（2400-14）、2006 年 10 月 5 日法 231-V（231-16）】

【第 20 条第 1 項第 11 号第 2 段削除。2001 年 4 月 26 日法 2400-III（2400-14）】

中央暖房未完備の家屋に居住する者に対し、一般販売用基準価格の燃料価格の 5 割を補助する。

寄宿舎に居住している場合、賃料は定額の 5 割とする。

【第 20 条第 1 項第 11 号第 4 段追加。法第 1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

12) 本人またはその家族に対し、占有している国営・公営集合住宅（家屋）を無償で払い下げる（賃借人の名義が本人であるかその家族であるかを問わない）。この優遇措置は、1 回に限り適用する。

【第 20 条第 1 項第 12 号全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

13) 1 級障害者に対しては医療検査診断の内容に拘わらず、2 級障害認定者に対しては、医療検査診断で所有に支障のある診断が出ない限り、普通乗用車を無償で優先的に支給する。医療検査で乗用車所有に支障があるとの診断が出た 2 級障害者に対しては、家族へ所有権を譲渡する権利を付して普通乗用車を優先支給する。2 級障害者で、医療検査の適正結果がない者は、乗用車無償支給または優遇支給を請求する権利を有する。3 級障害者は、医療検査の結果、所有に支障がないとの診断を受けた時、通常の優遇規定の範囲で乗用車の支給を求める権利を有する。内閣は、支給の方法と要件を定める。

【第 20 条第 1 項第 13 号全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR、2009 年 12 月 15 日法 1760-VI（1760-17）】

14) 居住地の最寄り店舗に保健規格合格済食品を納品する。対象者には、保健省策定保健規格合格食品の価格の 5 割を補助する。

15) 国内の市内・都市間交通（定員 9 名以下のタクシーを除く）無償で提供する。

【第 20 条第 1 項第 15 号一部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12。全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

16) 全治療期間中、専門医療機関、保養療養施設受診指示書を随時発行する（移動にかかる時間を算入する）。この時、クーポンの負担先の如何に拘わらず、国の社会保険給付金を支給する。

17) 該当者の子に対する未就学幼児教育機関優先転入所（所管を問わない）を認める。

18) 税および関税関連法に定める一切の税、公課、関税その他国庫収納金を免除する。

【第20条第1項第18号一部改正。1993年4月30日内閣令43-93、1995年12月22日法498/95-VR、1996年12月11日法581/96-VR。全部改正。2010年12月2日法2756-VI（2756-17）】

19) 自動車、航空機、鉄道、船舶を無償で利用し、国内の1地点に年1回に限り往復することを認める。

【第20条第1項第19号全部改正。1992年7月1日法2532-12】

20) 地方議会は、生活条件の改善の必要とし、住宅空室待ち名簿に記載された者に対し、申請後1年以内に個人戸建住宅建設、個人の副業栽培、園芸、菜園、車庫、コテージ型家屋建築の用に付する土地を分譲しなければならない。

【第20条第1項第20号全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

【第20条第1項第21号削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

22) 事情の許す時に随時有給休暇を取得すること、また1年間に14日を限度に追加有給休暇を取得することを認める。

23) 生活条件の改善を必要とする者は、1年以内に住民共同組合名簿（※2）、供用車庫建設・駐車場・管理サービス利用予定者名簿、家庭菜園利用予定者名簿に優先的に記載され、またコテージ型家屋又はその建築資材の優先購入権を取得する。本条第10項規定の住宅保障権を取得した結果、生活条件が改善し、居室支給の事由が喪失した時、本項規定の権利を喪失する。

本項に規定する住宅保障の優遇措置は、1回に限り適用する。

【第20条第1項第23号全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

24) 所属先の企業・団体・組織を通して、通信、技術サービス、交通手段の修理、生活、小売、外食、住宅公共サービス、都市間交通を優先的に受けることができる。

25) 内閣の定める手続きにより、普通乗用車、自動二輪車、船外機付船舶、テレビ、冷蔵庫、家具、洗濯機、掃除機を含む日用生活用品を、優先的に購入することができる。

26) 国立大学、国立実業専門学校、職業専門教育講座に優先奨学生枠入学（受講）を認め、住居を持たない者には学生寮入寮を保障し、内閣で定める手続きと範囲において、奨学金加算金の給付を受けることができる。中等学校（※3）、中等実業学校を優秀な成績（全学年全科目優）で卒業した者は、筆記試験を免除し面接のみで大学に入学することができる。該当者の学費は、国費で負担する。

【第20条第1項第26号一部改正。1992年7月1日法2532-12。全部改正。1996

年6月6日法230/96-VR。一部改正。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

27) 本人が発病し、同居の近親者がいない時は、社会福祉施設に優先的に入所し、又は在宅福祉サービスを受けることができる。

社会福祉施設における同サービスの利用が不可能である場合、介護（看護）費用を補償する。

【第20条第1項第27号一部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

28) 設置費用の5割負担で固定電話を優先的に設備する。

【第20条第1項第29号削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

【第20条第1項第30号削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

31) チェルノブイリ原発事故処理動員者は、一時的に勤務できないことを証する医師の診断書を提出し、同事故処理作業従事中支給された実質平均賃金額の（本来業務と事故処理業務両方の基本給、職務手当（※4）の範囲に拘わらない）の休職手当の支給を受ける。

一般疾病を発症し一時休職する者に対する手当も、同じ規則により支給する。

【第20条第1項第32号削除。1996年6月6日法230/96-VR】

2. 区分1該当者がチェルノブイリ激甚災害に係る原因で死亡した場合、その未成年の子に対しても、本条第1、2、17、26、27号の措置を適用する。本条第26号の措置は、区分1該当者の未成年の子にも適用する。本条第5、7、11、12、20、23、27号の措置は、チェルノブイリ激甚災害に係る原因で死亡した者の妻（夫）、又はその未成年の子の後見人（後見開始後終了するまでの間に限り）に適用する。チェルノブイリ激甚災害に係る原因で死亡した者の妻（夫）及びその未成年の子の後見人には、内閣の定める手続きにより相応の証明書を発行する。

【第20条第2項全部改正。1996年6月6日法230/96-VR。一部改正。2001年4月26日法2400-III（2400-14）、2005年1月12日法2321-IV（2321-15）】

## 第21条 区分2該当者への補償と優遇措置

1. 国は、区分2該当者（第14条第2項）に、以下の各号に掲げる補償と優遇措置を講じる。

【第21条第1項第1段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

【第21条第1項第1号無利子・低利融資付与条項2007年効力停止。2006年12月19日法489-V（486-16）。関連条項。2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007（v0a6p710-07）】

【第 21 条第 1 項第 1 号無利子・低利融資付与条項 2006 年効力停止。2005 年 12 月 20 日法 3235-IV (3235-15)】

【第 21 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 該当者への個人住宅戸建住宅（協同組合建物）（世帯一人当たり 13.65 平米）5 割国庫負担付無利子融資条項、及びコテージ型家屋建築、菜園整備、個人用車庫設置に係る無利子融資条項、チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 および 2 該当者の起業・就農向け無利子融資条項 2001 年効力停止。2000 年 12 月 7 日法 2120-III (2120-14)】

【第 21 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 該当者への個人住宅戸建住宅（協同組合建物）（世帯一人当たり 13.65 平米）5 割国庫負担付無利子融資条項、及びコテージ型家屋建築、菜園整備、個人用車庫設置に係る無利子融資条項、チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 および 2 該当者の起業・就農向け無利子融資条項 2000 年効力停止。2000 年 2 月 7 日法 1458-III (1458-14)】

【第 21 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 該当者への個人住宅戸建住宅（協同組合建物）（世帯一人当たり 13.65 平米）5 割国庫負担付無利子融資条項、及びコテージ型家屋建築、菜園整備、個人用車庫設置に係る無利子融資条項、チェルノブイリ激甚災害被災者区分 1 および 2 該当者の起業・就農向け無利子融資条項 1999 年効力停止。1998 年 12 月 31 日法 378-XIV (378-14)】

1) 第 20 条第 1、2、3、5、6、7、8、11、12、17、18、20、22、23、24、25、26、27、29、30、31 号に定める優遇措置を適用する。

【第 21 条第 1 項第 1 号一部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12、1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

【1993 年 1 月 6 日より本法第 20 条第 18 号規定の措置効力停止。1993 年 4 月 30 日内閣令 43-93】

2) 転地保養療養クーポン又は休暇クーポンを無償で優先給付し、又は自主的な保養療養施設入所費用を補助する。内閣は同クーポン支給方法及び自主的な療養保養施設入所費用の補助の範囲と給付の手続きを定める。

【第 21 条第 1 項第 2 号全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR、2007 年 12 月 28 日法 107-IV。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-pr/2008 (v010p710-08)】

【第 21 条第 1 項第 2 号関連条項。1995 年 4 月 6 日法 126/95-VR、1996 年 3 月 22 日法 96/96-VR、1997 年 12 月 30 日法 796/97-VR、1998 年 12 月 31 日法 378-XIV (378-14)、2000 年 2 月 17 日法 1458-III (1458-14)、2000 年 12 月 7 日法 2120-III】

3) 生活条件の改善が必要な者に対し、優先的に住宅を保障する。

国内法規定の一般住宅保障事由のほか、標準未滿の住宅に居住し、又は浴室、トイレ、台所共用集合住宅に居住する者も生活条件の改善が必要な者とみなす。

チェルノブイリ激甚災害により、扶養者を喪失した世帯は、保障する住宅の居住面積の追加を申請することができる。内閣は、給付の手続きと追加居住面積を定める。

本号に定める住宅保障措置は、1回に限り適用する。

【第21条第1項第3号第4段追加。1996年6月6日法230/96-VR】

4) 自動車、航空機、鉄道、船舶を利用し、国内の1地点へ往復する場合、年1回に限り費用の5割を引き下げる。

【第21条第1項第4号全部改正。1992年7月1日法2532-12】

5) 設置費用の5割負担で固定電話を優先的に設備する。

6) 生化学検査合格食品を居住地の最寄り店舗に納品する。保健省指定生化学検査合格食品の購入費用の2割5分を補助する。

【第21条第1項第6号一部改正。1992年7月1日法2532-12、1996年6月6日法230/96-VR】

【第21条第1項第7号削除。2007年12月28日法107-VI (107-17)。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決20-rp/2008 (v010p701-08)】

8) チェルノブイリ原発事故処理関連作業に従事したことにより発病または身体の機能障害が発生し、権限ある医療委員会により、職業能力を喪失し回復が困難であることが認定された場合（障害者認定を要しない）、法定の手続きによって逸失賃金を補償する。

【第21条第1項第8号全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

9) チェルノブイリ原発事故処理作業動員者で、被災者区分2に該当する者に対し、国内の一切の市内・近郊交通（タクシーを除く）を無償で提供する。

【第21条第1項第9号全部改正。1992年7月1日法2532-12】

2. 第20条第1、2、17、26、27号に規定する措置は、チェルノブイリ激甚災害が原因で死亡した被災者区分2該当者の未成年の子にも拡大適用する。第20条第5、7、8、11、12、20、23、および27号に規定する措置は、チェルノブイリ激甚災害が原因で死亡した者の妻（夫）、その子の後見人（後見開始決定から終了までの間に限り）にも適用する。チェルノブイリ激甚災害が原因で死亡した市民の妻（夫）、及びその子の後見人には、内閣の定める手続きにより、相当の証明書を発行する。

【第21条第2項全部改正。1996年6月6日法230/96-VR、2001年4月26日法2400-III (2400-14)】

## 第22条 被災者区分3該当者に対する補償と優遇措置

1. 国は、被災者区分3（第14条第3項）該当者に対し、以下の各号に掲げる補償及び優遇措置を講ずる。

【第22条第1項第1段全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

1) 第20条第1、2、3、5、6、8、17、20、27号に掲げる措置。また、被災者区分3に該当するチェルノブイリ原発事故処理作業動員者に対し、第20条第7号を適用する。

【第22条第1号全部改正。1992年7月1日法2532-12】

2) 転地保養療養クーポン又は休暇クーポンを優先給付し、又は自主的な転地療養保養の費用を補助する。内閣は同クーポン支給方法及び自主的な転地療養保養の費用の補助の範囲と給付手続きを定める。

【第22条第1項第2号全部改正。1996年6月6日法230/96-VR、2007年12月28日法107-IV(107-17)。同改正違憲認定。2005年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

【第22条第1項第2号関連条項。1995年4月6日法126/95-VR、1997年6月27日法404/97-VR、1997年12月30日法796/97-VR、1998年12月31日法378-XIV(378-14)、2000年2月17日法1458-III(1458-14)、2000年12月7日法2120-III(2120-14)】

3) 未成年の子を持ち、放射能汚染地域に居住する夫婦の一方に対し、年14日を限度に無給休暇を与える。

4) 生活条件の改善が必要な者に対し、住宅建物共同組合の優先加入(住宅空室待ち名簿の優先記載)を認める。

【第22条第1項第4号一部改正。2009年4月16日法1276-II(1276-17)】

【第22条第1項第5号削除。2007年12月28日法107-IV(107-17)。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

6) チェルノブイリ激甚災害被災者で、放射能汚染指定区域に居住し、特定専門教育計画または企業との労務契約により就学する者は、入学試験の成績により、教育機関への奨学生枠入学を認める。学費は国費で負担する。

チェルノブイリ激甚災害被災者たる学生で、住居がない者には、学生寮を無償で提供する。また、国内であれば通学先を問わず、内閣の定める手続きと額に基づき割増奨学金を給付する。

【第22条第1項第6号第2段一部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲認定。2008年5月11日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

【第22条第1項第6号一部改正。1992年7月1日法2532-12。全部改正。1996年6月6日法230/96-VR】

【第22条第1項第7号削除。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

8) 日用品を優遇販売する。内閣は対象商品一覧と販売方法を定める。

9) 台所、浴室、トイレ共用集合住宅に居住する者は、その居住面積を問わず、

住宅空室待ち名簿に記載する。

10) この法律の第 4 条に基づき退去・自主的に移住した者が入居する国営・公営住宅又は集合住宅居室（占有面積を問わない）を無償で払い下げる。

11) 任意移住保証区域において 3 年以上勤務した者に対し、同人が同区域で占有する国営・公営集合住宅（戸建住宅）を無償で払い下げる。

【第 22 条第 1 項第 11 号全部改正。1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

【第 22 条第 1 項第 12 号削除。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同削除違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

13) 避難区域、強制（義務的）退去区域、任意移住保証区域に居住し、又は勤務する者が、1993 年 1 月 1 日時点で強制（義務的）退去区域に 2 年以上、任意移住保証区域においては 3 年以上住所を定めて居住し、又は継続して勤務した場合、第 20 条第 18 号に規定する措置を適用した上、転地保養療養クーポンを無償で優先的に支給し、又は自主的な転地保養の費用を補助する。内閣は、同クーポンの支給方法、自主的な転地保養の費用の補償範囲と給付手続きを定める。

【第 22 条第 1 項第 13 号一部改正。1992 年 7 月 1 日法 2532-12、1996 年 6 月 6 日法 230/96-VR。全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

【第 22 条第 1 項第 13 号関連条項。1995 年 4 月 26 日法第 126/95-VR、1997 年 6 月 27 日法 404/97-VR、97 年 12 月 30 日法 796/97-VR、98 年 12 月 31 日法 378-XIV (378-14)、2000 年 2 月 17 日法 1458-III (1458-14)、2000 年 12 月 7 日法 2120-III (2120-14)】

14) 放射能汚染地域に移住の時まで中央暖房未完備の家屋に居住していた者に対し、一般向燃料消費基準を上限として、燃料費の 5 割を補助する。

【第 22 条第 1 項第 14 号一部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

15) 土地税を免除する。

【第 22 条第 1 項第 15 号追加。93 年 5 月 5 日法 3180-12】

2. 被災者区分 3 に該当するチェルノブイリ原発事故処理動員者が、同事故を原因として死亡した場合、その未成年の子に第 20 条第 1、2、17、26、27 号を拡大適用する。被災者区分 3 に該当するチェルノブイリ原発事故処理動員者が同事故を原因として死亡した場合、その妻（夫）又はその未成年の子の後見人（後見開始の決定から後見終了まで）に対し、第 20 条第 5、7、8、11、12、20、23 及び 27 号を適用する。チェルノブイリ激甚災害が原因で死亡した者の妻（夫）及びその子の子の後見人には、内閣の定める手続きにより、相当の証明書を発行する。

【第 22 条第 2 項一部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12。全部改正。96 年 6 月 6 日

法 230/96-VR。一部改正 2001 年 4 月 26 日法 2400-III (2400-14)】

### 第 23 条 被災者区分 4 該当者の補償と優遇措置

1. 第 14 条第 4 項に定める被災者区分 4 に該当する者に対し、国は以下の各号に掲げる補償と優遇措置を講ずる。

【第 23 条第 1 項無利子・低利融資付与条項 2007 年効力停止。2006 年 12 月 19 日法 489-V。関連条項。2007 年 7 月 9 日憲法裁判決 6-rp/2007 (v0a6p710-07)】

【第 23 条第 1 項第 1 号無利子・低利融資付与条項 2006 年効力停止。2005 年 12 月 20 日法 3235-IV】

【第 23 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 3 および 4 該当者の戸建住宅建築無利子融資提供条項 2001 年効力停止。2000 年 12 月 7 日法 2120-III (2120-14)】

【第 23 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 3 および 4 該当者の戸建住宅建築無利子融資提供条項 2000 年効力停止。2000 年 2 月 17 日法 1458-III (1458-14)】

【第 23 条第 1 項チェルノブイリ激甚災害被災者区分 3 および 4 該当者の戸建住宅建築無利子融資提供条項 1999 年効力停止。98 年 12 月 31 日法 378-XIV(378-14)】

1) 第 20 条第 1、3、5、6、8 号および第 22 条第 3、5、6、7、15 号に規定する措置。

2) 転地保養療養クーポンまたは休暇クーポンの優先支給又は自主的な転地療養の費用一部補助。内閣は同クーポン支給方法及び自主的な転地療養の費用の補助の範囲と給付手続きを定める。

【第 23 条第 1 項第 2 号全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-IV (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-pr/2008 (v010p710-08)】

【第 23 条第 1 項第 2 号関連条項。97 年 6 月 27 日法 404/97-VR、97 年 12 月 30 日法 796/97-VR、98 年 12 月 31 日法 378-XIV(378-14)、2000 年 2 月 17 日法 1458-III (1458-14)、2000 年 12 月 7 日法 2120-III (2120-14)】

3) 義歯装着費用を 5 割引き下げる（貴金属および保健省規定の貴金属に準ずる素材の義歯を除く）。

4) 中央暖房未完備の家屋に居住する者に対し、標準消費量を上限として、燃料費の 5 割を補助する。

5) 放射能環境監視強化区域において 5 年以上勤務した者に対し、同地域で占有する住居を無償で払い下げる。

【第 23 条第 1 項一部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12、95 年 4 月 6 日法 126/95-VR。全部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

2. 放射能環境監視強化区域に住所を定めて居住する者又は継続して勤務する

者、また放射能環境監視強化区域において継続して勤務するが住所を定めて居住していない者で、1993年1月1日時点において同区域に4年以上住所を定めて居住するか継続して勤務した場合、税法及び関税法に定める税、公課、関税他の賦課金を減免する。

【第23条第2項全部改正。92年7月1日法2532-12。一部改正。95年12月22日法495/95-VR、96年12月11日法581-96-VR。全部改正2010年12月2日法2756-VI（2756-17）】

3. 本条に定める補償及び措置は、放射能環境監視強化区域に住所を定めて居住し、又は継続して勤務し、又は在学している期間に適用する。

【第23条第3項一部改正。93年5月5日法3180-12。全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第24条 避難区域外でチェルノブイリ原発事故処理対策に係る特に危険な作業（放射能関連業務）に従事した者に対する措置

【第24条チェルノブイリ激甚災害被災者区分3及び4該当者、避難区域外においてチェルノブイリ激甚災害対策に係る特に危険な業務（放射能関連業務）に従事した者（チェルノブイリ激甚災害被災認定者及び10歳未満の子の転地保養療養に同伴する者を除く）に対する転地保養療養クーポン・休暇クーポンの無償又は優先支給、又は本人の希望による本条各号規定範囲の金銭補償条項2001年度効力停止。2000年12月7日法2120-III（2120-14）】

【第24条チェルノブイリ激甚災害被災者区分3及び4該当者、避難区域外においてチェルノブイリ激甚災害対策に係る特に危険な業務（放射能関連業務）に従事した者（チェルノブイリ激甚災害被災認定者及び10歳未満の子の転地保養療養に同伴する者を除く）に対する転地保養療養クーポン・休暇クーポン無償又は優先支給、又は本人の希望による本条各号規定範囲の金銭補償条項2000年度効力停止。2000年2月17日法1458-III（1458-14）】

【第24条チェルノブイリ激甚災害被災者区分3及び4該当者、避難区域外においてチェルノブイリ激甚災害対策に係る特に危険な業務（放射能関連業務）に従事した者（チェルノブイリ激甚災害被災認定者及び10歳未満の子の転地保養療養に同伴する者を除く）に対する転地保養療養クーポン・休暇クーポン無償又は優先支給、又は本人の希望による本条各号規定範囲の金銭補償条項1999年度効力停止。98年12月31日法378-XIV（378-14）】

1. 避難区域外において、事故直後から1986年7月1日までに14日以上、又は1986-1987年の間に3箇月以上チェルノブイリ激甚災害政府緊急対策に係る特に危険な作業に従事した者に対し、国の負担で第20条第1、6、8、20、27号、第22条第15号、第23条第2号に規定する優遇措置及び補償を講ずる。

【第24条一部改正。93年5月5日法3180-12、92年7月1日法2532-12。全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第25条 チェルノブイリ激甚災害被災者の徴兵

1. チェルノブイリ激甚災害被災者が徴兵年齢に達した時は、高濃度放射能汚染地域における軍の勤務に服しない。また、核関連設備、電離性粒子照射源、高周波音源、ミサイル燃料成分を取り扱う部隊への配属を免ずる。
2. 有期兵役に服するチェルノブイリ激甚災害被災者に対し、年間30日以上(往復にかかる時間を除く)の強制年次休暇を与える。
3. 有期兵役に服するチェルノブイリ激甚災害被災者は、年次医療検査を受診しなければならない。

【第26条削除。96年6月6日法230/96-VR】

### 第5章 チェルノブイリ激甚災害被災児の保護

#### 第27条 チェルノブイリ激甚災害被災児の定義

1. 以下の各号に掲げる未成年者は、チェルノブイリ激甚災害被災児とする。
  - 1) 避難区域から避難した者(避難当時胎児であった者を含む)。
  - 2) 強制(義務的)退去区域において事故当時居住していた者、又は事故後1年以上居住又は在学した者。
  - 3) 任意移住保証区域において、事故当時居住していた者、又は事故後2年以上居住又は在学した者。
  - 4) 放射能環境監視強化区域において、事故当時居住していた者、又は事故後3年以上居住し又は在学した者。
  - 5) 母の懐妊時に、チェルノブイリ激甚災害被災者区分1又は2又は3に該当する事由が発生した者を父として、1986年4月26日以降に出生した者。また懐妊時又は妊娠中チェルノブイリ激甚災害被災者区分1又は2又は3に該当する事由が発生した者を母として出生した者。
  - 6) 甲状腺癌発症者(被曝線量は問わない)、及び放射能症発症者。
  - 7) チェルノブイリ激甚災害により、甲状腺が保健省の定める許容量以上被曝した者。

【第27条一部改正。92年7月1日法2532-12、96年6月6日法230/96-VR】

#### 第28条 被災児の治療

1. 被災乳幼児・児童生徒の救済、治療、リハビリテーション(心のケアを含

む)は、一切のチェルノブイリ激甚災害対策と医療プログラムにおいて最優先事項とする。

2. 被災児の治療は、国内優良療養所、最新の診断・治療機器と医薬品を完備する専門病院において、国内外の専門医を動員し、一切の治療法、機材、医薬品を採用して行う。

#### 第29条 被災児への食品提供

1. 保健省指定生化学規格合格食品を被災児に提供する。また、この法律の第30条に定める手続きにより、放射能核種排出を促す補助食品を提供する。

【第29条一部改正。92年7月1日法2532-12、96年6月6日法230/96-VR】

#### 第30条 被災児とその父母への優遇措置と補償

1. この法律の第27条第1-6項に掲げる被災児及びその父母に対し、国の負担で以下に掲げる補償と優遇措置を講ずる。

【第30条第1項第1段全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

1) 就学前の8歳以下の者に対し、国立・公立幼稚園・保育園における無償教育(保育)を国の負担で措置し、内閣の定める額の月間手当を支給する。

【第30条第1項第1号全部改正。96年6月6日法230/96-VR。一部改正。2001年4月26日法2400-III(2400-14)】

2) 医師の診断により、14歳以下の子が治療・検査中の保健医療機関において親の看護を必要とする場合、両親の一方又はこれに代わる者に対し、転地保養療養機関を含む全治療期間中、その保険加入期間の長短を問わず、標準賃金(所得)の10割の看護休職手当を支給する。

【第30条第1項第2号全部改正。96年6月6日法230/96-VR、2003年1月16日法426-IV(429-15)】

3) 医師の転地保養療養指示書により、治療(リハビリテーション)のために転地療養する病児及び同行者1人に対し、優先的に切符を発券し、国内全交通機関(タクシーを除く)往復費用を全額負担する。

【第30条第1項第3号一部改正。96年6月6日法230/96-VR】

4) 医師の処方箋により、医薬品を無償で提供する。また、義歯を無償で装着する(貴金属、又は保健省規定の貴金属に準ずる素材の義歯を除く)。

【第30条第1項第4号全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

5) 被災児の両親の一方に対し、その勤務先を通じ、2か月以下の転地療養クーポンを毎年1回無償で提供する。※4

10歳未満の被災児の両親又は一方がチェルノブイリ激甚災害被災者に該当する場合、当該被災児ともう一方又は両親に代わる者に対し、上記クーポンを支

給する。クーポン支給が不可能である場合、自主的な転地保養療養の費用の補助を以てこれに替える。内閣はクーポンの支給方法及び自主的な転地療養費用の範囲と手続きを定める。

【第30条第1項第5号第2段全部改正。96年6月6日法230/96-VR。一部改正。2007年12月28日法107-IV。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008 (v010p710-08)】

両親の一方または病児を看護する者が年次休暇の全期間を看護に当てて尚不足する時は、追加無給休暇を与える。

【第30条第1項第5項第3段追加。92年7月1日法2532-12】

6) 避難区域から避難した者、母の懐妊時にチェルノブイリ激甚災害被災者区分1又は2に該当する事由が発生した者を父として1986年4月26日以降に出生した学齢児童生徒、懐妊時または妊娠中チェルノブイリ激甚災害被災者区分1又は2に該当する事由が発生した者を母として出生した学齢児童生徒、及び事故直後から退去命令の発令まで強制(義務的)退去区域に居住した者各人に対し、他の手当の有無に拘わらず、内閣の定める手続きと範囲において月次手当を支給する。

【第30条第1項第6号全部改正。92年7月1日法2532-12。一部改正。2007年12月28日法107-VI (107-17)。同一部改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008 (v010p710-08)】

【第30条第1項第6号関連条項。2005年12月20日法3235-IV (3235-15)、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007 (v0a6p710-07)】

【第30条第1項第7号削除。96年6月6日法230/96-VR】

8) チェルノブイリ激甚災害で障害者となった学齢児童生徒、またその後遺症の治療・検査を受けている学齢児童生徒のいる世帯、チェルノブイリ激甚災害により死亡又は1級2級障害者となった親を持つ学齢児童生徒に対し、内閣の定める手続きと額の月次手当を支給する。当該児童生徒が生活費全額の国費扶助を受けていない場合、本条第6項に定める手当に代わる手当を支給する。医療審査委員会は、上記検査・治療の妥当性を決定する。

【第30条第1項第8号一部改正。2007年12月28日法207-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008 (v010p710-08)】

【第30条第1項第8号関連条項。2005年12月20日法3235-IV (3235-15)、2006年12月19日法489-V (489-16)、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007 (v0a6p710-07)】

【第30条第1項第9号削除。96年6月6日法230/96-VR】

10) チェルノブイリ激甚災害被災女性に対し、産前産後各90日（合計180日）の産休を与える。産休は、産前に取得した休暇日数、保険加入期間と勤務地に拘わらず、合計日数に達するまで取得でき、休暇中は賃金を全額保証する。

【第30条第1項第10号第1段一部改正。2003年1月16日法429-IV(429-15)】

放射能汚染地域に居住する女性に対し、妊娠期間中専門保健機関受診クーポンを支給する。

妊婦に対し、保健省規定標準消費量を上限として食品を提供する。

【第30条第1項第10号第3段全部改正。96年6月6日法230/96-VR。一部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同一部改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

11) この法律の第2条第2、3、4項に定める放射能汚染地域に所在する普通科中等学校、実業中等学校、大学、高等専門学校の生徒学生、避難区域から避難した未成年者、チェルノブイリ激甚災害により障害者となった未成年者、事故発生から退去命令発令時まで強制（義務的）退去区域に居住した未成年者に対し、無償で給食を提供する。また、内閣の定める手続きにより、通学先の施設で給食を摂らない者については、欠席日数分を含め、成人するまで給食費に代わる食費補助を支給する。

【第30条第1項第11号一部改正。92年7月1日法2532-12。全部改正。96年6月6日法230-/96-VR】

12) 被災児が就学前教育機関、普通科学校に通学することが不可能である場合（学籍簿に登録されていない者も含む）、その親に対し、内閣の定める手続きと額により金銭で補償する。但し、子が生活費全額の国費扶助を受けている場合はこの限りではない。

【第30条第1項第12号一部改正。96年6月6日法230/96-VR、2001年4月26日法2400-III(2400-14)、2006年10月5日法231-V(231-16)。全部改正。2007年12月28日法107-IV(107-17)。同全部改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

13) 被災児の看護にあたる両親の一方に対し、その子が満12歳になるまで看護に要した日数を勤続年数に算入する。

2. この法律の第27条第7項の規定に該当する未成年者に対し、この法律の第1項第3、4、5号の措置を講ずる。該当未成年者の両親の一方、又はこの者に代わる者に対し、本条第1項第2項に規定する措置を講ずる。

【第30条第2項全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

3. この法律の第27条の規定に該当する未成年者で、チェルノブイリ激甚災害

による後遺障害が認定された場合、本条第1項第1、2、3、4、6、7、8、9、10及び11号に定める補償と優遇措置を講ずる。また、以下の各号に掲げる補償と優遇措置を講ずる。

1) 国内における一切の市内・都市間交通（タクシーを除く）を無償で利用すること。

2) 就学前教育機関（所管官庁を問わない）への優先転入園を認める。

3) 未成年障害者の両親の一方又は代わる者に対し、随時年次休暇の取得を認め、またこれらの者に対し、年14日間の追加有給休暇を与える。

4) 国立大学、実業専門教育機関、職業専門研修に奨学生枠での入学（受講）を認め、住居のない者に対し在学中の学生寮入寮を保障し、また内閣の定める手続きと額に基づき、割増奨学金を給付する。普通科中等学校又は中等実業学校を成績優秀（全優）で修了した者に対し、国立大学入学試験において筆記試験を免除し面接試験のみを課す。

【第30条第3項第4号一部改正。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同一部改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

5) 未成年障害者に同居の近親者がいない時は、社会福祉施設に優先的に入所することができる。又は在宅福祉サービスを受けることができる。

6) 18歳未満の未成年障害者に対し、『未成年時からの障害者、未成年障害児に対する福祉手当に関する法律』第2条第1項第5段に規定する福祉手当額を5割増額して支給する。

【第30条第3項第6号全部改正。2005年5月31日法2603-IV（2603-15）】

7) チェルノブイリ激甚災害により障害者となり、特別の看護を要する未成年者に対し、追加居住面積として個室を提供する。個室が提供できない時は、住宅空室待ち名簿記載の事由となる。未成年障害者のいる世帯に対し、住宅優先取得権を与える。

8) 未成年障害者のいる世帯に対し、家族が未成年障害者と同居していることを要件として、法定の標準消費量を限度に、住宅賃貸料（家賃）、電話料金（集合住宅の固定電話からの自動交換市内通話に係る分単位料金を含む）及び一切の所有形態の住宅（集合住宅）の公共サービス料金（上水道、ガス、電気、給熱他）を5割引き下げる。

【第30条第3項第8号第1段全部改正。2001年4月26日法2400-III（2400-14）】

【第30条第3項第8号第2段削除。2001年4月26日法2400-III（2400-14）】

未成年障害者のいる世帯が中央暖房未完備の家屋に入居している場合、一般標準消費量を上限とし、燃料費の5割を補助する。

9) 未成年障害者のいる世帯に対し、設置費用の5割負担で固定電話を設置する。

10) 未成年障害者及び両親の一方又は両親に代わる者に対し、転地保養療養ク

ーポン又は休暇クーポンを毎年 1 回無償で支給する。同クーポンを支給することができない場合、自主的な転地保養療養の費用を補助する。内閣は、同クーポンの支給方法、自主的な転地保養療養の費用補助の範囲と手続きを定める。

【第 30 条第 3 項第 10 号全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-pr/2008 (v010p710-08)】

11) 未成年障害者に義肢を優先的に無償で提供する。

【第 30 条第 3 項追加。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

4. 成人するまでに被災者区分 2 又は 3 の該当事由が発生した未成年者に対して、本条第 1 項各号に規定する補償及び措置の他、本条第 3 項第 2、4、5 号に規定する措置を講ずる。

【第 30 条第 4 項追加。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

5. この法律の第 27 条該当者に対し、その成人後（就労・就職により成年擬制が適用される場合は、同就労・就職時の本人の希望により）、この法律の第 4 条に定める区分に対応した措置及び補償を講ずる。

【第 30 条第 5 項追加。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

6. 未成年者が、放射能汚染地域外に所在する国立大学、高等専門学校に入学するまでに、被災者区分 4 認定事由が発生した場合、本条第 1 項第 4、5 号及び本条第 3 項第 4 号に規定する措置を講ずる。また、本項に該当する学生に対し、満 23 歳になるまでこの法律の第 22 条第 6 項規定の措置を講ずる。

【第 30 条第 6 項追加。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

【第 31 条削除。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同削除違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

## 第 6 章 チェルノブイリ激甚災害被災者の救済

### 第 32 条 避難者、退去者（退去予定者）、移住者（移住予定者）に対する住宅保障

1. 避難者、退去者（退去予定者）は、原則として本条の目的のために特別に建設する団地、家屋、集合住宅に入居し、私的所有権を設定する。

2. 自主的に移住する者、本法第 4 条に基づき州行政府指定先へ移住した者は、新しい居住地において転職先となる企業、団体、組織又は所管地方行政府、議会執行機関により、占有住居返却の届を完了していなくても、他の区分から区別し住宅優先取得対象者名簿に記載する。この場合、チェルノブイリ激甚災害障害者は、居住地の住民台帳記載の有無を問わず、この法律の第 20 条第 10 項に規定する措置の適用を受けることができる。

【第 32 条第 1 項第 1 段一部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR、2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)、2009 年 4 月 16 日法 1276-VI (1276-17)】

諸般の理由により指定移住先で就職、居住できない者は、所定の手続きで発行する移住指示書に基づいて、他の区分から区別し、地区行政府、議会執行機関の住宅優先取得対象者名簿に転載する。

【第 32 条第 2 項第 2 段一部改正。2006 年 10 月 10 日法 231-V (231-16)、2009 年 4 月 16 日法 1276-VI (1276-17)】

退去又は自主的な移住後に放射能汚染地域に再転入した者には、移住指示書を再発行しない。

本条に規定する者が転入届未提出のまま居住し、また就労が不可能である事情は、住宅空室待ち名簿の記載却下や、国内における住宅提供対象解除の事由とならない。

【第 32 条第 2 項第 4 段一部改正。2009 年 4 月 16 日法 1276-VI (1276-17)】

地方自治体は、上記該当者の住宅保障のために、毎年、管轄地域の住宅（企業、団体、組織の管理するものを含む）の 15%を確保する。内閣はこの目的のために、放射能汚染地域からの自主的な移住先となる自治体機関に対し、転入世帯の数に応じ、用途をこの目的に限定した資金を交付する。

【第 32 条第 2 項第 5 段全部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12。一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

3. この法律の第 4 条に基づく州政府の退去・移住指示書により退去又は自主的に移住した世帯に住宅を保障することを目的として、州政府、地方議会執行機関、企業、団体、組織及び退去・移住者本人は、国内（キエフ市及び保養指定地を除く）において、個人の所有権に属する民間集合・戸建住宅及び国営・公営集合・戸建住宅を購入することができる。この場合、民間住宅は所有権者との契約価格で、また国営・公営住宅はその残存価格で購入するものとする。

【第 32 条第 3 項第 1 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

購入した家屋（集合住宅居室）の居住面積が世帯 1 人当たり 13.65m<sup>2</sup>を超える場合、超過占有面積及び超過増築分の価額は、購入者本人が負担する。

自費でコテージ型住宅を建築し、又は住宅組合所有建物の居室を購入した者に対し、居住地の地方国民議員議会の定める額を補助する。

地方政府、議会付属執行機関、企業、団体、組織、集団農場会社、国民、戸建住宅・集合住宅居室所有権者に対し、同住宅売買契約締結に係る国税を免除する。

【第 32 条第 3 項第 4 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

内閣は、本法第 4 条に基づく自主的な移住先を管轄するクリミア自治共和国閣僚会議、州政府、キエフ市国家行政府、セバストーポリ市国家政府に対し、

住宅購入資金を交付する。

【第 32 条第 3 項第 5 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

4. 国民は、土地の優先分譲と必要建築資材の無償提供を受けて個人戸建住宅を建築し、また建築請負業者と契約を締結することにより、コテージ型住宅を建築することができる。また、転出先における居住期間の長短及び住民登録の有無に拘わらず、住宅協同組合の加入（住宅空席待ち名簿の記載）を求める権利を有する。この場合、同建築工事实施地区を管轄するクリミア自治共和国閣僚会議、州政府、キエフ市国家行政府、セバストーポリ市国家行政府は、住民に対し、一人当たり 13.65m<sup>2</sup> に世帯人数を乗じた居住面積に応じた建築費用を補助する。

【第 32 条第 4 項第 1 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)、2009 年 4 月 16 日法 1276-VI (1276-17)】

住宅建築補助金の額と手続きは、クリミア自治共和国閣僚会議、州政府、キエフ市国家行政府、セバストーポリ市国家行政府が定める。内閣は、一般会計予算の住宅保障費からこの住宅建築補助金を手当する。この条項を適用する者は、本条第 1、2 及び 3 項に規定する住宅保障の権利を喪失する。

【第 32 条第 4 項第 2 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

移住者本人が同意すれば、未完工のコテージ型住宅を同人の負担で完成させるために、同住宅の所有権を本人に譲渡することができる。内閣は譲渡の手続きを定める。本項に規定する優遇措置は、1 回に限り適用する。

【第 32 条第 4 項第 3 段追加。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

5. 一時（仮）入居中の者は、別途名簿区分を設けて記載され、定住を目的とする次回の優先住宅保障、または本条第 4 項の住宅建築条件の整備を求めることができる。

本条に規定する優遇住宅保障措置は、1 回に限り適用する。

### 第 33 条 近親者宅を自主的移住先とする者に対する優先住宅保障

1. 本法第 4 条に基づき障害者又は年金受給者が近親者（親、子、孫、兄弟姉妹）宅に移住した（移住を予定する）者は、占有する住宅のない者と同じ優先住宅保障を受けることができる。本項該当者に対し、3 箇年以内に住宅を支給する。

2. 本条に定める優遇措置は、1 回に限り適用する。

### 第 34 条 1986 年中に国外へ避難し帰国申請した者に対する住宅保障

1. 1986 年中に国外に避難した者が帰国を希望する場合、占有する住宅のない者と同じ優先住宅保障請求権を留保し近親者（親、子、孫、兄弟姉妹）宅に一

時転入することができる。国内に近親者がいない者、又は近親者宅への一時転入を希望しない者は、地方行政府（キエフ市及び保養指定地を除く）により、他の被災者区分から区別して住宅優先取得対象者名簿に記載する。

【第34条第1項一部改正。2006年10月5日法231-V（231-16）】

2. 本条に定める措置は、1回に限り適用する。

### 第35条 避難・退去・自主的移住による喪失財産の補償

1. 本法第4条に基づく避難・退去・自主的移住により喪失した財産の補償は、以下の各号に掲げる事項を含む。

1) 住宅、別宅、コテージ型家屋、車庫、倉庫、施設設備は、所有権解除時の価格で全額金銭補償する。

本号第1段に規定する財産に対し1992年から1996年までに支払われた補償は、同補償受領者またはその相続人の申請により、新通貨導入期間の価格に換算し、受領額との差額を支払う。この支払は、2003年1月1日から2007年12月31日までの5箇年間に行うこととする。

【第35条第1項第1号全部改正。96年6月6日法230/96-VR、2002年2月7日法3054-III（3054-14）】

2) 高濃度放射能汚染により強制的に処分付した家畜については、保険証書記載の補償額全額を国の保険当局が支給する。

3) 果樹、農作物、無保険の家畜の価額は、内閣の定める価格表に基づき補償する。

4) 放射能汚染により転出先に搬出できない家財の価額は、該当自治体議会特別委員会設定の価格から減価償却費を差し引いた実質価格で補償する。

【第35条第1項第5号削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

【第35条第1項第6号削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

2. この法律の施行までに汚染地域の住宅・別宅・車庫建設に伴う融資を受けた者は、融資の利息支払を免除する。

3. 避難区域から避難した者、強制（義務的）退去者、任意移住保証区域から移住した者、及び放射能環境監視強化区域から自主的に移住した者で、避難・退去、任意移住時集団農場会社又は他の農業会社の社員であった者、及びこの法律の施行まで農村に在住した年金受給者であった者は、法律の定める額と手続きにより、転職先（転出先）において土地（出資金）受領請求権を有する。

【第35条第3項追加。2001年4月26日法2399-III（2399-14）】

【第35条第4項削除。2007年12月28日法107-VI（107-17）。同削除違憲認

定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

5. 本条に規定する補償は、1回に限り適用する。

### 第36条 避難者、退去者（退去予定者）、自主的移住者（移住予定者）に対する補償と優遇措置

1. 本法第4条に基づく避難者、退去者（退去予定者）、自主的移住者（移住予定者）に対し、以下の各号に掲げる補償と優遇措置を講ずる。

1) 世帯1人につき、内閣の定める手続きと額の支援金を1回に限り支給する。

【第36条第1項第1号全部改正。92年7月1日法2532-12。一部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

【第36条第1項第1号関連条項。2005年12月20日法3235-IV(3235-15)、2006年12月19日法489-V(489-16)、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007(v0a6p710-07)】

2) 州政府規定の基準額の範囲で鉄道、船舶、自動車利用による交通費と家財運搬費を支給する。

【第36条第1項第2号全部改正。92年7月1日法2532-12】

3) 荷造り、転出先での荷解きに要した日数（但し、14日以内とする）分の標準賃金を保障し、移動に要した日数分については、前任地の月額平均賃金を保障する。

4) 転出元の地方国民議員議会は、チェルノブイリ激甚災害処理対策費から転居費用を手当てする。

【第36条第1項第5号削除。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

6) 転出元の地方行政府、地方議会付属執行機関、企業、団体、組織は、職業、専門性、職能を考慮の上、優先的に就職の斡旋を行う。同様の転職が不可能である場合、本人の希望、社会の実需、又は別の職種（専門分野）の研修の可否を踏まえ、異業種の求人を斡旋する。この場合、所定の規則により、職業再教育期間のうち1年を限度として、標準賃金を支給する。

【第36条第1項第6号第1段一部改正。2006年10月5日法231-V(231-16)】

退去・自主的移住まで汚染地域に勤務した者に対し、法律に定める手続きと要件により、転職先に勤続年数、専門分野経験年数、習得技能、前任地の役職を引き継ぐ。

7) この法律の第35条第4号に基づき、補償金の支払い対象商品を優先的に販売する。

8) 自動車所有税を3箇年間免除する。また、農村部から退去又は自主的に移住

した者に、同じく3箇年間不動産税を免除する。

【第36条第1項第8項一部改正。93年5月5日法3180-12】

2. 本条に規定する補償と救済措置は、1回に限り適用する。

### 第37条 放射能環境監視強化区域居住者に対する補償

1. 放射能汚染地域に居住する者に対し、内閣の定める手続きと額に基づいて、地元産食品及び家庭菜園自家製食品摂取制限に伴う月次食費補助を支給する。

2. 内閣は、月次食費補助支給対象区域の一覧を承認する。

3. この補助は、住民登録する地域の労働・社会福祉担当機関が毎月支給する。この補助を2箇月分以上一括して支給することを禁ずる。

【第37条条文一部改正。92年7月1日法2532-12、2006年10月5日法231-V(231-16)。全部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

【第37条関連条項。2005年12月20日法3235-V(3235-15)、2006年12月19日法489-V(489-16)、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007(v0a6p710-07)】

### 第38条 任意の雇用又は契約により避難区域、強制(義務的)退去区域、任意移住保証区域に赴任した者への住宅保障

1. 任意の雇用又は契約により避難区域、強制(義務的)退去区域、任意移住保証区域に赴任した者、及び契約により放射能汚染地域に勤務する者は、当該区域における全勤務期間中、前任地の住居を確保する権利を有する。

## 第7章 放射能汚染地域勤務者の労働規制特則

### 第39条 放射能汚染地域勤務者に対する手当

1. 放射能汚染地域勤務者に対し、内閣の定める手続きと額の手当を支給する。

【第39条第1項第2項統合。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲認定。2008年5月22日最高裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

【第39条第1項第2項関連条項。2005年12月20日法3235-IV(3225-15)、2006年12月19日法489-V(489-16)、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2008(v0a6p710-07)】

3. 全住民退去後に避難区域及び強制(義務的)退去区域に勤務する者に対し、避難区域を管轄する行政府は、内閣の承認する規定に基づき、手当支給額を定める。

【第39条一部改正。92年7月1日法2532-12。全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

#### **第 40 条 放射能汚染地域に勤務する軍人、兵役義務者、傭兵の賃金**

【第 40 条最低賃金準拠補償・支援金支給条項 2007 年度効力停止。2006 年 12 月 19 日法 489-V (489-16)。関連条項。2007 年 7 月 9 日憲法裁判決 6-rp/2007 (v0a6p710-07)】

【第 40 条最低賃金準拠補償・支援金支給条項 2006 年効力停止。2005 年 12 月 20 日法 3235-IV (3235-15)】

1. 放射能汚染地域に勤務する軍関係者に対し、この法律の第 39 条に定める手当を賃金に加算する。
2. チェルノブイリ激甚災害処理作業に召集・派遣された兵役義務者、傭兵及び放射能汚染地域で勤務する者に対し、軍が発行する勤務証明を根拠に、この法律の第 39 条に基づき全勤務日数分の賃金を支給する。

#### **第 41 条 放射能汚染地域に派遣された者の賃金**

【第 41 条最低賃金に基づく補償・支援金支給条項 2007 年度効力停止。2006 年 12 月 19 日法 489-V (489-16)。関連条項。2007 年 7 月 9 日憲法裁判決 6-rp/2007 (v0a6p710-07)】

【第 41 条最低賃金に基づく補償・支援金支給条項 2006 年度効力停止。2005 年 12 月 20 日法 3235-IV (3235-15)】

1. 放射能汚染地域に一時派遣され、又は辞令により同区域に赴任した者に対し、この法律の第 39 条に規定する手当を加算した上、法定の出張手当を支給する。避難区域では、内閣の定める割増出張手当を支給する。

【第 41 条第 1 項全部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12。一部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

2. チェルノブイリ激甚災害処理に係る施設建設現場に派遣された者に対し、出張手当に替えて本来業務の勤務先の標準賃金の 7 割 5 分を支給する。

【第 41 条第 3 項削除。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

【第 42 条削除。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同削除違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

#### **第 43 条 チェルノブイリ激甚災害による高線量汚染原材料の特殊加工、再利用、検査及び汚染設備機材の管理、修理、特殊処理に従事する作業員の賃金**

1. 放射能汚染地域外に所在する企業に勤務し、勤務場所の外部被曝線量が毎時 50  $\mu$ Sv を超える場合、チェルノブイリ激甚災害による高線量汚染原材料の特殊加工、再利用、検査に従事する作業員に対し、俸給表指定賃金を 2 割 5 分増

額し、職務手当と併せて支給する。

2. チェルノブイリ激甚災害により設備機材の表面汚染度が所定の基準を超える場合、設備機材の修理、維持管理、特殊処理、線量測定に従事する作業員に対し、俸給表賃金を2割5分増額して職務手当とともに支給する。

【第43条全部改正。92年7月1日法2532-12】

#### 第44条 放射能汚染地域における休祭日勤務手当

【第44条最低賃金準拠補償・支援金支給条項2007年効力停止。2006年12月19日法489-V(489-16)。関連条項。2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007(v0a6p710-07)】

【第44条最低賃金準拠補償・支援金支給条項2006年効力停止。2005年12月20日法3235-IV(3235-15)】

1. 放射能汚染地域における休祭日勤務手当支給額は、本法第39条に定める手当の2倍とする。

【第44条一部改正。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第45条 退去又は自主的移住による解雇に伴う標準賃金および勤続年数の承継

【第45条表題一部改訂。2005年11月17日法3108-IV(3108-15)】

1. この法律の第4条に基づき放射能汚染地域から退去又は自主的に移住することにより労働契約が破棄され、企業、団体、組織を解雇された従業員（職員）に対し、求職期間中3箇月を限度として前職の標準賃金の他に月次手当1箇月分を保障し、勤続年数を中断しない。

【第45条第1項一部改正。2005年11月17日法3108-IV(3108-15)】

2. 解雇後1箇月以内に職業案内所に求職の登録をし、なお再就職できなかった場合は、求職期間4箇月目も標準賃金を保障し、勤続年数を中断しない。

【第45条第2項一部改正。2005年11月17日法3108-IV(3108-15)】

3. 4箇月が経過し尚求人がなく、且つ別職種（専門）の職業訓練が受けられない時、又はやむを得ない理由により解雇後1箇月以内に職業案内所に求職の登録ができなかった時は、国民雇用法（803-12）に基づき、失業者として認定し、失業手当を給付する。

【第45条第3項一部改正。96年6月6日法230/96-VR】

【第46条削除。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同削除違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)】

#### 第47条 放射能汚染地域勤務（赴任）者の年次休暇

1. 放射能汚染地域勤務（赴任）者に対し、同地域における勤務日数に応じ、以下の日数の年次休暇を与える。
  - 避難区域及び強制（義務的）退去区域勤務者の年次休暇日数は44日を上限とする。但し、他の年次休暇との合計が56日を超えないこと。
  - 任意移住保証区域勤務者の年次休暇日数は37日を上限とする。但し、他の年次休暇との合計が49日を超えないこと。
  - 放射能環境監視強化区域勤務者の年次休暇日数は30日を上限とする。但し、他の年次休暇との合計が42日を超えないこと。
2. この休暇は、国内法に規定する追加休暇とは別に与える。
3. いずれの場合においても、年次休暇日数は従業員（職員）区分毎に定める法定休暇日数を下回ってはならない。この法律に定める日数以上の休暇規定がある時は、その規定に従う。

## 第8章 被災者区分1、2、3及び4該当者の年金と補償

### 第48条 チェルノブイリ激甚災害で障害者となった者、チェルノブイリ原発事故処理作業動員者に対する健康被害補償と世帯に対する扶養者喪失補償

1. チェルノブイリ原発事故処理作業動員者でこの激甚災害により障害者となった者、及びチェルノブイリ原発事故処理作業動員者がこの激甚災害で死亡し扶養者を喪失した世帯に対し、一回の賠償金を支払う。また、内閣の定める手続きと額の年次療養手当を給付する。

【第48条条文全部改正。92年7月1日法2532-XII（2532-12）。一部改正。96年6月6日法230/96-VR、99年3月25日法563-XIV（563-14）、2001年12月28日法2638-III。同改正違憲判決。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008（v010p710-08）】

【第48条関連条項。2005年12月20日法3235-IV（3235-15）、2006年12月19日法489-V（489-16）、2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007（v0a6p710-07）】

### 第49条 被災者区分1、2、3及び4該当者の年金

【2007年からこの法律が適用される在職中の年金受給予定者に対しては、『国民雇用法』（803-12）第26条第1項（d）、『チェルノブイリ原子力発電所稼働継続又は停止の原則と同原発第4号機環境安全対策に関する法律』（309-14）第12条第2項（c）、『高齢労働功労者他国民の社会福祉の一般原則に関する法律』（489-16）第21条との兼ね合いを考慮し、職種・勤続年数毎に法律が定めた年金受給開始年齢に達するまで、早期老齢年金を給付しない。[2006年12月19日法489-V（489-16）。関連条項。2007年7月9日憲法裁判決6-rp/2007

(v0a6p710-07) ]]

【2007年1月1日より、この法律に基づき2006-2007年に予定する(給付済の)年金又は終身月次給付金(手当、加算金、付加年金、特定支援金、国家特別功労年金その他法律の定める年金給付を含む)の上限額は、『国家共通強制年金保険法』(1058-15)第28条第1項第1段に定める老齢年金最低給付額の12倍を超えてはならず、他の区分の年金受給者に対する年金又は終身月次給付金(手当、加算金、付加年金、特定支援金、国家特別功労年金その他法律の定める年金給付を含む)の2007年度予定上限額は、月額1万フリブナを超えてはならない。[2006年12月19日法489-V(489-16)]】

【この法律に基づき2006年に予定する年金又は終身月次給付金(手当、加算金、付加年金、特定支援金、国家特別功労年金その他法律の定める年金給付を含む)の上限額は、『国家共通強制年金保険法』(1058-15)第28条第1項第1段に定める老齢年金最低給付額の12倍を超えてはならない。[2005年12月20日法3235-IV(3235-17)]】

【2006年よりこの法律が適用される在職中の年金受給予定者に対しては、『国民雇用法』(803-12)第26条第1項(d)との兼ね合いを考慮し、職種・勤続年数毎に法律が定める年金受給開始年齢に達するまで、早期老齢年金を給付しない。[2005年12月20日法3235-IV(3235-15)]】

1. 被災者区分1、2、3及び4該当者には、以下の年金を定める。
  - a) 国家年金。
  - b) 国家年金受給権取得後の健康被害付加年金。

#### 第50条 区分1該当者の健康被害付加年金

1. 区分1該当者に対し、以下に健康被害付加年金月額を定める。
  - 1) 1級障害者－非就労者最低生活費の3割に相当する額。
  - 2) 2級障害者－非就労者最低生活費の2割に相当する額。
  - 3) 3級障害者、未成年障害者、チェルノブイリ激甚災害により放射能症を発症した者－非就労者最低生活費の1割5分に相当する額。
2. 非就労者最低生活費は、同付加年金給付時点の国家予算法に定め、他の法令による修正を認めない。

【第50条条文一部改訂。92年7月1日法2532-XII(2532-12)、96年6月6日法230/96-VR。全部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲認定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)]】

#### 第51条 区分2、3及び4該当者に対する健康被害付加年金

1. 区分2該当者の健康被害付加年金月額は、非就労者最低生活費の1割5分

とする。

2. 区分 3 該当者の健康被害付加年金月額、非就労者最低生活費の 1 割とする。
3. 区分 4 該当者の健康被害付加年金月額は、非就労者最低生活費の 5 分とする。

【第 51 条条文全面改訂。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

#### 第 52 条 チェルノブイリ激甚災害による扶養者喪失に係る月次補償

1. 扶養者を喪失した場合、その扶養に属していた非就労者各人に対し、国内法に定める年金給付額に拘わらず非就労者最低生活費の 1 割を月次補償金として支給する。

【第 52 条第 1 項一部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

2. 非就労者最低生活費は、補償金給付時の国家予算法で定め、他の法令による修正を認めない。

【第 52 条第 2 項追加。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

3. 扶養者を喪失した世帯の非就労者は、チェルノブイリ激甚災害扶養者喪失月次補償請求権を有する。この場合、未成年者は、扶養者の扶養家族であったか否かを問わず、同月次補償の給付を認める。

4. 世帯の非就労者、被扶養者は、国家共通強制年金保険法 (1058-15) に基づき認定する。

【第 52 条第 4 項一部改正。2005 年 11 月 17 日法 3108-IV (3108-15)】

5. 幼稚園児、児童生徒、大学生、受講生、聴講生、研修生で扶養者を喪失した者は、教育機関在籍中満 23 歳になるまで月次補償金請求権を有する。

#### 第 53 条 健康被害付加年金及び扶養者喪失世帯の月次補償金

1. 健康被害付加年金及びチェルノブイリ激甚災害扶養者喪失世帯の月次補償金は、所得、年金その他の所得に拘わらず満額給付する。

#### 第 54 条 区分 1 該当者及び扶養者を喪失した者の国家年金

1. チェルノブイリ激甚災害による受傷・発症による障害者年金及び扶養者喪失年金は、法律に基づき 1986 年から 1990 年の避難区域勤務中の賃金をもとに算出する実質損失補償額とし、有資格者本人の申請により認定する。

2. 1986-1990 年の避難区域勤務に対する年金給付額の算定のための月額平均

賃金は、いかなる場合も 3 千ルーブルを超えてはならない。

3. チェルノブイリ激甚災害との相当因果関係が認定された障害者の年金額は、いかなる場合も以下に掲げる値を下回ってはならない。

1) 1986 年中のチェルノブイリ原発事故処理作業動員者。

イ 1 級障害認定者－非就労者最低生活費の 220%。

ロ 2 級障害認定者－非就労者最低生活費の 200%。

ハ 3 級障害認定者－非就労者最低生活費の 180%。

2) 1987 年から 1990 年までにチェルノブイリ原発事故処理作業に動員された者、及び 1986 年に避難区域から避難した者。

イ 1 級障害認定者－非就労者最低生活費の 160%。

ロ 2 級障害認定者－非就労者最低生活費の 150%。

ハ 3 級障害認定者－非就労者最低生活費の 140%。

3) チェルノブイリ激甚災害との相当因果関係のある障害を持つその他の障害者。

イ 1 級障害認定者－非就労者最低生活費の 130%。

ロ 2 級障害認定者－非就労者最低生活費の 120%。

ハ 3 級障害認定者－非就労者最低生活費の 110%。

4) 未成年障害者－非就労者最低生活費の 70%。

【第 54 条第 3 項一部改正。2005 年 11 月 17 日法 3 108-IV (3108-15)。全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

4. 死亡した扶養者の世帯に属する非就労の被扶養者に対し、以下の扶養者喪失年金額を定める（この場合、未成年者は、被扶養者であったか否かを問わない）。

1) 世帯の非就労被扶養者が 1 人の場合、死亡扶養者の障害者年金の 5 割。

2) 世帯の非就労被扶養者が 2 人以上の場合、上記条文に規定する扶養者喪失年金の 10 割を人数で等分した額。

【第 54 条第 4 項全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

5. 国家共通強制年金保険法 (1058-15) 第 36 条に定める者は、死亡扶養者の世帯の非就労被扶養者に該当する。

【第 54 条第 5 項全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

6. 非就労最低生活費は、年金給付時点の国家予算法で定め、他の法令で修正してはならない。

【第 54 条第 6 項全部改正。2007 年 12 月 28 日法 107-VI (107-17)。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決 10-rp/2008 (v010p710-08)】

7. 内閣は、チェルノブイリ激甚災害による受傷・発症に係る障害者年金及び扶養者喪失年金の算定規則を定める。

【第 54 条一部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12、93 年 3 月 26 日内閣令 29-93。全部改正。93 年 6 月 17 日法 3285-12、96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

**第 55 条 放射能汚染地域に居住、勤務した者の老齢年金給付要件**

1. 放射能汚染地域に居住、勤務した者に対する年金給付につき、国家共通強制年金保険法（1058-15）第 26 条に基づき以下に定める年金受給年齢引下げを行う。

【第 55 条第 1 項第 1 段一部改正。2011 年 7 月 8 日法 3668-VI（3668-17）】

番号	被災者区分	引下げ年数
1)	チェルノブイリ原発事故処理作業動員者	
	－避難区域において事故直後から 1986 年 7 月 1 日までの間に勤務した者（勤務日数は問わない）及び 1986 年 7 月 1 日から 1986 年 12 月 31 日まで 5 日以上勤務した者。	10 年
	－避難区域において 1987 年中 14 日以上勤務した者。	8 年
	－住民機材設備建物除染作業所において、1986 年 7 月 1 日から同 12 月 31 日までの間に 1 日以上 5 日以下勤務した者、同じく 1987 年中に 10 日以上 14 日以下勤務した者、同じく 1988 年中 30 日以上勤務した者。	5 年

【第 55 条第 1 項第 1 号第 4 段一部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

所定の手続で承認済みの製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第 1 に記載する特に危険な作業、特に高難度の作業に従事（男性 10 年以上、女性 7 年 6 箇月以上）したチェルノブイリ原発事故処理作業動員者に対し、本条に規定する年金受給開始年齢引下げ年数に更に 3 箇年を加算する。

所定の手続で承認済みの製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第 2 に記載する危険作業及び高難度作業に従事（男性 12 年 6 箇月以上、女性 10 年以上）したチェルノブイリ原発事故処理作業動員者に対し、本条に規定する年金受給開始年齢引下げ年数に更に 1 年を加算する。

番号	被災者区分	引下げ年数
2)	チェルノブイリ激甚災害被災者	
	－1986 年中半径 10 キロ以内の避難区域から避難した者。	10 年
	－1986 年中その他の避難区域から避難した者。	8 年
	－強制（義務的）退去区域において、1993 年 1 月 1 日時	4 年*

	点で2年以上住所を定めて居住した（していた）者及び勤務した（していた）者。	2年を超えて以後9年を上限に1年ごとに1年を加算する。
	－任意移住保証区域において、1993年1月1日時点で3年以上住所を定めて居住した（していた）者及び勤務した（していた）者。	3年* 3年を超えて以後2年ごとに1年を加算する。但し、加算合計が6年を超えないこと。
	－放射能環境監視強化区域において、1993年1月1日時点で4年以上住所を定めて居住した（していた）者及びまたは勤務した（していた）者。	2年* 4年を超えて以後、3年ごとに1年を加算する。但し、加算合計が5年を超えないこと。
	－避難区域外において、事故直後から1986年7月1日までに14日以上、1986年から1987年中3箇月以上、チェルノブイリ原発事故処理政府特別対策に係る特定危険環境作業（放射能関連）に携わった者。	2年

【第55条第1項第2号第7段全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

（\*年金給付開始年齢引下げ年数の始値は、事故直後から1986年7月31日までの間、上記指定区域に住所を定めて居住していた者、継続して勤務していた者に限って、この間の居住日数、勤務日数を問わず認める。

3. 内閣承認製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第1に記載する特に危険な作業及び特に高難度の作業に（男性10年以上、女性7年6箇月以上）従事したチェルノブイリ激甚災害被災者に対し、本条に規定する年金受給開始年齢引下げ年数に2年を加算する。

内閣承認製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第2に記載する危険作業及び高難度作業に（男性12年6箇月以上、女性10年以上）従事したチェルノブイリ激甚災害被災者に対し、本条に規定する年金受給開始年齢引下げ年数に1

年を加算する。

年金受給開始年齢は、特段の定めのない限り、本人の申請により、本条規定事由の一つだけを適用して引き下げる。この場合、本条規定の当該年齢の引下げは、2022年1月1日までの年金受給開始年齢引き上げ移行期間満了まで適用を継続する。

上記区分該当者に対する年金額の算定と給付は、国家共通強制年金保険法（1058-15）に基づいて行う。

【第55条第3項一部改正。2005年11月17日法3108-IV（3108-15）】

【第55条全部改正。92年7月1日法2532-12】

#### 第56条 就業（勤続）年数算定に関する優遇措置

1. 避難区域におけるチェルノブイリ原発事故処理作業の就業（勤務）日数（国家プロジェクトを含む）は、退役軍人他一定区分の者に対する年金に関する法律（2262-12）に基づき、1988年1月1日までの日数は3を、1988年1月1日以後1993年1月1日までの日数は1.5を乗じて、規定年限勤続年金受給権の根拠となる勤続年数、軍務服属年数、就業年数に加算する（製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第1[36-2003-p]による場合を含む）。避難区域における1993年1月1日以後の勤務期間と本年の就業年数算定法は、内閣が定める。

【第56条第1項全部改正。96年6月6日230/96-VR。一部改正。2005年11月17日法3108-IV（3108-15）。一部改正。2006年10月5日法231-V（231-16）】

2. 区分1、2、3及び4該当し、規定勤続年数（男20年、女15年）を満了した者に対し、年金を満額支給し、本項規定年数を1年超過する毎に賃金の1%を給付額に加算する。この場合、年金給付額は、賃金の75%を上限とする。内閣承認製造業務・役務・職種・役職・指標一覧表第1の規定勤続年数（男10年、女7年6箇月以上）を満了した者の年金給付額は、賃金の85%を上限とする。

3. 本条第2項規定を10年以上超過（通算男30年以上、女25年以上）して勤続した区分1、2、3及び4該当者は、労働功労者とする。

【第56条第3項追加。96年6月6日法230/96-VR。一部改正。2005年11月17日法3108-IV（3108-15）】

#### 第57条 月間平均賃金算定に関する優遇措置

1. 月間平均賃金の算定は、国家共通強制年金保険法（1058-15）に基づいて行う。

2. 国家共通強制年金保険法（1058-15）第27条第2項に基づき年金受給申請者の申請によって年金給付額を算定する場合、年金算定のための実質月間平均賃金は、放射能汚染地域勤務期間から任意の連続12箇月間を抽出して算定する。

3. 年金受給申請者が放射能汚染地域において、
- 1) 勤務した期間が 12 箇月未満である場合、月間平均賃金は、この期間の賃金総額を勤務した月数で割って算出する。
  - 2) 2 箇所においてそれぞれ 30 日以上勤務した場合、月間平均賃金は、30 日間の勤務実績のあるいずれか一方について算出する。
  - 3) 勤務した期間が 1 箇月未満である場合、月間平均賃金は、当該月の本来業務の賃金に当該地域勤務の賃金を加算して算出する。
4. 内閣は、この法律の第 54 条に定めるチェルノブイリ激甚災害受傷・発症者の障害者年金、扶養者喪失年金を算定するための月間平均賃金の算出規則を定める。
5. 1986 年にチェルノブイリ原発事故処理作業に動員され、又は住民避難作業に無償の志願作業員として携わり、同激甚災害の後遺障害で所定の書類により障害者認定を受けた者の障害者年金は、本人の申請により算定し、同人が避難区域に滞在した時点の最低賃金に 5 を乗じた額を給付する。
- 【第 57 条一部改正。2005 年 11 月 17 日法 3108-IV (3108-15)。全部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

#### 第 58 条 在職中の年金受給者に対する年金給付に係る優遇措置

1. チェルノブイリ激甚災害被災者に対する年金は、支給賃金（所得）に拘わらず満額給付する。
- 【第 58 条第 2 項削除。92 年 7 月 1 日法 2532-12】

#### 第 59 条 チェルノブイリ激甚災害処理作業動員軍人の年金

1. 軍人の年金は、この法律および他の法令に基づき、軍人の給与をもとに算出する。健康被害に係る付加年金は本法第 51 条に基づき算定する。
- 【第 59 条第 1 項全部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12】
2. 軍人へのチェルノブイリ激甚災害障害年金、軍人世帯への扶養者喪失年金は、有資格者の選択により、軍務（職務上の義務）履行中受傷し障害者となった者を対象として国内法が定める要件と規則、又はこの法律の第 54 条のいずれかを適用し給付額を算出する。
  3. 有期兵役中チェルノブイリ激甚災害処理作業に動員され障害者となった者に対する障害者年金は、本人の選択により、この法律に基づく算定額、又は避難地域滞在時点の最低賃金に 5 を乗じた額を給付する。
- 【第 59 条第 3 項一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

#### 第 59 条の 1 チェルノブイリ激甚災害被災者が出国した場合の年金給付

1. チェルノブイリ激甚災害被災者たる年金受給者が、外国に定住するために出国した場合、国内で定めた年金（本条第 2 項に規定する年金を除く）は、国家共通強制年金保険法（1058-15）第 51 条に規定する手続きにより給付する。
2. 年金受給者が外国に定住するために出国した場合、この法律の第 54 条に基づくチェルノブイリ激甚災害による受傷又は発症に係る障害者年金は、年金計算を担当する機関が給付する。この場合、内閣が定める労働障害年金又は特定職業病障害年金の外国送金手続きを適用する。

【第 59 条の 1 追加。2005 年 11 月 17 日法 3108-IV（3108-15）】

#### 第 60 条 チェルノブイリ激甚災害被災者に対するその他の優遇措置と補償

1. チェルノブイリ激甚災害被災者に対し、国内法に規定するその他の優遇措置と補償を講じることができる。

### 第 9 章 チェルノブイリ激甚災害被災者団体

#### 第 61 条 チェルノブイリ激甚災害被災者団体の税の減免措置

1. チェルノブイリ激甚災害被災者団体の税の減免措置は、税制関連法に定める。

【第 61 条一部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12、92 年 12 月 26 日内閣令 12-92、93 年 5 月 5 日法 3180-12、95 年 12 月 22 日法 498/95-VR。全部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

### 第 10 章 附則

#### 第 62 条 本法適用手続きの説明

1. この法律の適用手続きの説明は、内閣の定める手続きによって行う。省庁その他中央行政機関、地方執行機関、経営主体は、その所管と所有形態を問わず、内閣の決定を履行する義務を負う。

【第 62 条全部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

#### 第 63 条 この法律の履行費用の財源

1. この法律の履行に係る費用は、国家予算、下級予算への交付金の他、法律で禁じない財源から支出する。

【第 63 条全部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-17。第 63 条条文全面改訂。2007 年 12 月 28 日法 107-VI（107-17）。同改正違憲認定。2008 年 5 月 22 日憲法裁判決第 10-rp/2008（v010p710-08）】

#### 第 64 条 この法律に違反した者の処分

1. この法律の要件を違反し、過失・故意により放射能汚染・発症資料を歪曲し、書類・証明書提出規則を順守せず、またその他の行為によりこの法律に定める権利、優遇措置を違法に取得した者は、国内法に定める賠償・行政・刑事責任を負う。

#### 第 65 条 チェルノブイリ激甚災害被災者に対する証明書発行手続

1. チェルノブイリ原発事故処理作業動員者、チェルノブイリ激甚災害被災者に対して、内閣が承認する書式の証明書を発行する。

未成年者に関する証明書は、一般事由を根拠に、両親に対し発行する。

2. 被災者区分変更やこの法律の 17 条に定める場合には、証明書を変更する。

【第 65 条第 2 項全部改正。96 年 6 月 6 日法 230/96-VR】

3. チェルノブイリ原発事故処理作業動員者証明書、チェルノブイリ激甚災害被災者証明書は、チェルノブイリ激甚災害の被害を受けた市民であることを証明し、この法律に定める救済・優遇措置の適用を受ける権利を付帯する。

4. 中央特任行政機関、クリミア自治共和国閣僚会議、州政府、キエフ市国家行政府、セバストーポリ市国家行政府は、各地区の国の代表機関を通して、証明書を発行する。

【第 65 条第 4 項第 1 段一部改正。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

内閣は、証明書発行手続きを定める。

【第 65 条全部改正。92 年 7 月 1 日法 2532-12】

#### 第 66 条 チェルノブイリ激甚災害被災外国人に対するこの法律の適用

1. チェルノブイリ激甚災害で被災した外国人がウクライナに住所を定めて移住する場合、この法律に定める一切の救済・優遇措置を適用する。

#### 第 67 条 この法律に規定する加算金、年金、補償金の増額手続

1. 内閣は、生活費指数、最低賃金上昇率を基に、一切の加算金、年金、補償金支給額の引き上げ幅を取り決める。

2. 国民所得連動化法に基づき年金支給額を経済指標の変動に合わせて連動させる他、統計調査を担当する中央特任行政機関のデータ上前年標準賃金額が上昇した場合、国家共通強制年金保険法 (1058-15) 第 42 条第 2 項に規定する手続きにより、翌年 3 月より年金給付額を引き上げる。

【第 67 条第 2 項追加。2006 年 10 月 5 日法 231-V (231-16)】

3. 年金給付上限額 (手当、増額、付加年金、特定手当、国家特別功労年金、

指標連動加算金他法律に定める年金増額を含み、祖国特別功労者手当加算金を除く)は、非就労者の最低生活費の10倍を超えないこと。

【第67条第3項追加。2006年10月5日法231-V(231-16)。全部改正。2007年12月28日法107-VI(107-17)。同改正違憲判定。2008年5月22日憲法裁判決10-rp/2008(v010p710-08)。全部改正2011年7月8日法3668-VI(3668-17)】

【第67条全部改正。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第68条 強制(義務的)退去区域居住継続による補償と救済・優遇措置打ち切り

1. 強制(義務的)退去区域に居住し、移住のために設置した住宅(住居の条件は、住宅関連法に規定する要件を満たさなければならない)へ転居しない場合、この法律の第37条及び第46条に規定する補償金支給、救済・優遇措置の適用を打ち切る。この者が放射能汚染地域で居住を継続する間、この法律の第55条に規定する年金受給開始年齢引下げ措置を適用しない。

【第68条全部改正。92年7月1日法2532-12、96年6月6日法230/96-VR】

【第69条削除。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第70条 チェルノブイリ激甚災害被災者の権利保護

1. チェルノブイリ激甚災害被災者は、国家機関、司法機関に対し、自らの法益、子の利益の保護を求める権利を有する。

【第70条追加。96年6月6日法230/96-VR】

#### 第71条 改正の特則

1. この法律の規定は、この法律自体の改正を除いて、他の法律によって効力を停止しない。

【第71条追加。2006年10月5日法231-V(231-16)】

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国最高会議議長

L.クラウチュク

キエフ市、1991年2月28日

法律第796-XII号

## 訳注

- ※ 1 非就労（者）＝日本語ではそれほどなじみのある言葉ではない。この法律は主に、災害によって労働能力を失った人を対象にしており、この場合「労働能力喪失者」とするのがふさわしく、日本語にもそのような用語がある。しかし、ロシア語の原義では、必ずしも健康悪化による労働能力喪失ばかりをさすのではなく、単に加齢による労働能力喪失（高齢者）、労働能力を獲得したとはいえない年齢（15歳未満）をさす場合にも同じ言葉を用いる。この法律の範囲でも、補償の対象が被災者の家族に及ぶとき、広義の「労働能力の欠如」と解したほうが確実である。その場合、「未就労」であれば、高齢者を含むと解されにくい。そのため、消去法により、日本語ではあまり普及しているといえない「非就労」を採用した。また、より具体的な言葉で「労働能力喪失」のみを説明しているセンテンスの場合は、そのまま「労働能力喪失」とした。
- ※ 2 住民協同組合名簿＝社会主義時代は、住宅の提供を受けるためには、空室待ち名簿に登録して、順番待ちをして何年もたってからやっと住宅の支給を受けていた。名簿に記載するということは、「順番待ち」をするということである。このほかに「住宅協同組合に加入」という表現があるが、同じことを意味する。名簿に記載するということは、住宅協同組合に加入することを意味する。
- ※ 3 中等学校＝日本の高校に当たる。旧ソ連では、大学のことを高等教育機関という。
- ※ 4 勤務先を通じ＝これも社会主義時代からの制度の一つ。国が様々な優遇制度や物資・サービスを支給するときは、国から各企業・団体に割り当て人数を配分し、各企業が、組織内の対象者に対し、割り当て分を限度に支給する仕組み。
- ※ また、法律を読む前の前提として、地方自治の仕組みの違いがある。日本では、都道府県と市町村は「地方」であるのに対して、旧ソ連の州（日本の県に当たる）と特別市は、地方ではなく「国」であり、「地方」は市町村のみである。従って、州政府はあくまでも国の出先機関となり、それを反映するようにロシアなど多くの国では、州知事は選挙ではなく大統領が選任して派遣する。法律の原文でも、「州国家行政府」などの言い方が頻出するが、日本人のイメージでは混乱をきたしかねないので、あえて「州政府」と訳しています。一方、キエフ市などの場合は「市国家行政府」としましたが、普通市との扱いの混乱を避けるためです。